



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳（８）　－アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねて－
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, Takeshi
Citation	北大法学論集, 53(1), 250-209
Issue Date	2002-05-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15138
Type	departmental bulletin paper
File Information	53(1)_p250-209.pdf



ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳（8）

— アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねて —

石 川 武

目 次

凡 例

主要文献略語表

はじめに

ザクセンシュピーゲル・レーン法

巻頭言～6・2	(以上51巻5号)
7・1～13・3	(以上51巻6号)
13・4～19・2	(以上52巻1号)
20・1～24・9	(以上52巻2号)
25・1～26・8	(以上52巻3号)
26・9～32・4	(以上52巻4号)
33・1～38・3	(以上52巻6号)
38・4～42・2	(以上本号)
43・1～	(次号以下)

おわりに

241 (承前)

38・4¹⁾ a) 人はなんびとをも彼 (=その者) のゲヴェーレから (van sinen ge-

weren) (=所領の占有、ないし、現に占有している所領から)²⁾ 逐い出してはならない、それ (se) (=彼のゲヴェーレ、つまり、現に占有している所領、ないし、所領の占有権)³⁾ が彼 (=その者) から (ないし、その者に対して) 裁判によって (ないし、判決をもって) (mit rechte) 奪われた (af gewonnen si) (ないし、否認された)⁴⁾ のでない限り。^{a)・5)}

AV 1・94¹⁾ a) なんびとも (所領の) 占有から (a possessione)⁶⁾ 逐い出されるべきでない (eiiciatur)、彼 (=その所領) (が訴訟に敗れて、彼) から (ないし、彼に対して) (所領の) 占有 (ないし、占有権) (possessio)⁷⁾ が奪われる (ないし、否認される) (vincatur)⁸⁾ のでない限り。^{a)・9)}

1) 前出レーン法38・3=AV1・97、註・1で指摘しておいたように、「レーン法」では、(AV1・93に対応する)レーン法37・3の後に(AVに対応条項のない)38・1と38・2が「補足」され、さらに(一部=後段がAV1・97に対応する)38・3が「繰り上げ」られた上で、その後にこの(AV1・94に対応する)レーン法38・4が続いている。こうした「補足」や条項配列の「変更」はこれら两条項の解釈にも(微妙な)影響を及ぼしうるので、あらかじめ注意しておきたい。なお、「ラント法」には、このレーン法38・4=AV1・94と同旨のことを述べた次の条項がある。

ラント法2・70 人はなんびとも、彼 (=その者) がゲヴェーレの中にもつ (in sinen geweren) (=現に占有している) 彼の所領から (van sime gude)¹⁰⁾ から逐い出してはならない、彼 (=その者) から (ないし、彼に対して) そのゲヴェーレ (de gewere) (=その所領ないし所領の占有、ないし、その所領の占有権)¹¹⁾ が裁判によって (ないし、判決をもって) (mit rechte) 奪われる (af gewonnen) (ないし、否認される)¹²⁾ のでない限り。

この条項、および、レーン法38・4=AV1・94は、エックハルトの考証によれば、次のようなラントフリーデ(令)に由来する(Text, S, 60, Anm. 11)。

Sächsischer Landfrieden vom 1. Sept. 1221, c. 11 (=Treuga Heinrici, c.12) = 「なんびとも (その者が) (現に) 占有している (possidet) 所領の占有から (a possessione rerum)¹³⁾ 逐い出されるべきでない、(その所領の) 占有 (権) (possessio)¹⁴⁾ が彼 (=その者) から — Treuga Heinrici では、彼から法廷で (in iudicio)¹⁵⁾ — 奪われる (evincatur)¹⁶⁾ のでない限り。

この考証 — および、本稿で(作業仮説として)前提しているザクセンシュピーゲル(テキスト)成立史に関する見解(前出「はじめに」、4)と5)を参照) — が正しければ、「ザクセンシュピーゲル・ドイツ語第1版」ではなく)AVが1221年以後に成立し、「ザクセンシュピーゲル」の成立はそれよりもさらに遅れる、という可能

性にもつながるので、特に注意しておきたい。

- 2) この箇所の *gewere* の語に、「所領の占有、ないし、現に占有している所領」という補註を加えたのは、前註・1に引用したラント法2・70(註・10の箇所)、および、「ザクセン・ラント平和令」(ないし、*Treuga Heinrici*) (註・13の箇所)をも参照した上でのことである。
- 3) この箇所の *se* は、言うまでもなく、前註・2の箇所の *gewere* を承け、現に(前註・1に訳出した)ラント法2・70の該当(=註・11の)箇所は *gewere* になっているが、それへの補註に「所領の占有権」の一句を加えたのは、「裁判」(ないし、「法廷」)で「奪われる」(ないし、否認される)のは「占有権」である、と考えられるからである。この点については、次註・4、および、石川「ゲヴェーレ」、134頁と143頁をも参照されたい。
- 4) この箇所、まず *af(ge)winnen* の語と *verdelen* の語との相違について——。(前出レーン法8・1、註・1でも触れた)石川「補論」、註・70(540~545頁)で述べておいたように、*verdelen* の語は、——言わば「刑事訴訟」において——「有罪とする、有罪の判決を下す」という意味、および、有罪とされた被告に対する制裁として「(何か、特に所領を)判決をもって剥奪する」という意味で用いられるが、そのほか同じく「刑事訴訟」のみならず「民事訴訟」や主君による「問責」においても——誰か(=原告)に訴えられ(その訴えにもとづき)召喚されたにもかかわらず——法廷に出頭しなかった被告に対する制裁として「(そうした被告から何かを)判決をもって剥奪する」場合にも用いられる。これに対して、このレーン法38・4、および、前註・1に訳出したラント法2・70(註・12の箇所)の *af(ge)winnen* の語は、(少なくとも基本的には)「民事訴訟」(特に不動産の帰属ないし耕作権をめぐる事案)において敗訴した者に対して、(彼の主張する権利が)「否認される」(あるいは、敗訴した者から彼が主張する権利が「奪われる」)という意味で用いられている。したがって、このレーン法38・4およびラント法2・70は、「たとえ誰かが自分の所領を他の者に不法に奪われ、後者がそれを不法に占有(ないし、占取)していても、前者が後者に対して(言わば、民事の)訴えを起し、後者に対してその(所領の)占有権が否認された上でなければ、後者を(たとえば、いきなり実力を用いて)所領(ないし、所領の占有)から逐い出してはならない」、という意味に解さなくてはならない、ということになる。なおこうした理解は、石川・上掲論文、(本文)508~510頁に引用したラント法2・24・1および2・24・2によっても確かめることができるが、これらの条項によって、この場合の(前者が起こすべき)「訴え」が「正規の訴え」(*rechte klage*)とも呼ばれていること、また、前者がこの *rechte klage* を起こすことなしに、後者を(たとえば、実力を用いて)所領(の占有)から逐い出すことだけでなく、「裁判所の職権をもって」あるいは「証人をもって」(=証人の証言だけで)そうすることも禁じられている。レーン法38・4のこの箇所(*afgewunnen* の語の前)の *mit rechte* の語を本文で(まず)「裁判によって」と訳した(上で「判決を

もって」を補訳にとどめた)のは、(前註・1に訳出した) *Treuga Heinrici* (註・15の箇所)で *in iudicio* と言われていることも考慮に入れたが、そうした (*rechte klage* とのつながりを(少しでも)はつきりさせておきたかったからである。この点についてはひきつづき次註・5を、また、この箇所の *af(ge)winnen* に対応する AV の *vincere* の語については、後註・8を参照されたい。

- 5) この条項(の前段)は、ある意味では(事実としての所領の)「占有」を保護するものである、と言えないこともないが、もちろんそれは(後段から明らかのように)「占有」そのものを(無条件に)保護するという趣旨ではなく、(所領の)「占有」をめぐる係争は(法廷における)「裁判」によって解決しなければならない、ということを強調することによって、それが「実力による解決」(＝フェード)に発展することを防ごうとするもので(あり、それがまたもとなったラント平和令の条項の狙いでも)あったことを見落とすわけにはいかない。

以上の点、つまり、この条項が著者・アイケの「平和への関心」に発したものであることは、すでに石川「ゲヴェーレ」、135～136頁でも指摘しておいたが、前註・4で述べたように、(同じく *Sächsischer Landfrieden*, c. 11 ないし *Treuga Heinrici* c. 12 をもとにした) AV 1・94についても言えるはずである。しかし、前註・1で述べたように、レーン法 38・4 と AV 1・94 は、それに先行する条項が異なっているため、そこの *gewere* ないし *possessio* の(具体的な)意味、ないし、そう言われているものがそれぞれの法書の叙述の流れにおいてもつ含意は、(微妙に)異なったものとなっている。AV (1・94に先行する) 1・93は、(私見によれば)、「所領について(占有をもたないにもかかわらず) *warandia iusta* (=正当ないし適法な占有権)をもつ者」が「(所領を占有しているにもかかわらず) *possessio* (=占有権)を欠く者」よりも優る権利をもって所領を立証・取得すべきことを説いている。したがってそれにつづくこの AV 1・94 は、たとえば「所領について *warandia iusta* をもつ者」といえども、「*possessio* を欠く者」を(法廷で)訴え、「彼から *possessio* (=占有権)が奪われる」のでなければ、後者を「*possessio* (=所領の占有、ないし、占有されている所領)から逐い出してはならない」、という含意をもつことになる。しかし、*possessio* の語は「占有」と「占有権」という二つの意味をもち、ここ(＝以上の両条項)でもその二つの意味で用いられているから、こうした理解に到達することは必ずしも容易ではない。(さらに、AV 1・93の *possessio* を「占有」と解した上で、*warandia iusta* をも「正当(ないし、適法)な占有」と理解すると、そこには直後に続く 1・94で(所領を「不法に」占有されて訴えを起こし、相手方の「占有権」を裁判によって否認して相手方を所領(の占有)から逐い出す必要のある者が姿を見せず、1・93と1・94のつながりが理解できないであろう。なお、1・93の *possessio* の語が(少なくとも)強く「占有権」の含意をもつことも、逆に後続のこの 1・94(註・7の箇所)の *possessio* の語から遡って考えなければ、容易に理解できないのではないか。これに対して、「レーン法」では、(AV 1・93に対応する)レーン法 37・3で(前者の *warandia iusta*、および、

特に *possessio* の語に代えて) *rechte were* の語(ないし、概念)が用いられ、その後に(表見上)その *rechte were* (の権利が成立するかに見えるにかかわらず、それ)が成立しないケースを扱ったレーン法38・1と38・2が「補足」されて、37・3の *rechte were* の語は「権利」=「占有権」にかかわることが(少なくとも、かなりの程度まで)明確にされている。それだけではない。すでにレーン法38・2には *lenes gewere* の語(ないし、概念)が姿を見せるが、(おそらくは)それに関連して AV (ではレーン法39・4に対応する1・96の後に位置していた)1・97に対応するレーン法38・3が「繰り上げ」られてその後続き、そこでは *lenes gewere* の立証手続が——*gemene gewere* のそれとは区別されて——(新たに)明確に記述されている。したがって、「レーン法」のこの件を現行刊本の条項配列に従って読んでいくと、このレーン法38・4(註・3の箇所) *se=gewere* の語を *lenes gewere* の意味における「占有権」と理解することはさして難しくはないはずである。(*lenes gewere* に当たる概念が少なくとも明確な形では(まだ)認められない AV のテキストから、こうした理解に到達することはまずありえない、と言えよう)。(「平和令」から採られ)著者・アイケの「平和」への志向を示すこのレーン法38・4は、こうして前出(AV1・93に対応する)レーン法37・3との直接的なつながりから解放されて、(レーンについて家臣が主君との関係においても) *lenes gewere* (の権利)に関する一般的命題としてのひろがりをもつことになる、ということにも注意されたい。

- 6) 前註・2、および、(前註・1に訳出した)「平和令」(註・13の箇所)を参照。
- 7) 前註・3、および、(同上)「平和令」(註・14の箇所)を参照。
- 8) この(「レーン法」の *af(ge)winnen* の語に対応する)箇所では *vincere* の語が用いられている。この場合、*vincere* の語は、(前註・1に訳出した)「ラント平和令」(註・16の箇所)の *evincere* と同義に用いられている、と考えられるが(この点については、J. F. NIEMEYER, *Mediae latinitatis lexicon minus*, Art. *vincere*, S. 1108 を参照)、(古典語の) *evincere* および(中世語の) *vincere* はいずれも *überführen* (=訴訟において相手方の有責ないし有罪を確たる証拠をもって証明し相手方を打ち負かす)という意味で用いられるから、この箇所の *vincere* の語が——前註・4で述べた「レーン法」の *af(ge)winnen* の語と同じように——(*verdelen* に対応する) *abiudicare* の語と区別されて用いられている可能性もある、と思われる。しかし、*vincere* の語は用例が少ない(=ほかには——Text I の *Glossar* に拠る限り——AV1・96(対応するレーン法39・4では *vertugen*)と1・108(対応するレーン法46・1では *getugen*)で用いられているにすぎない)ので確たることは判らない。(なお、「レーン法で *af(ge)winnen* と区別して用いられる *verdelen* の語は、ここまでのところでは、レーン法<2・3>のほか、8・1、8・2、14・3、20・2、24・5、25・1、29・5などに姿を見せるが、これらの大部分は AV に対応条項ないし対応箇所がなく、「レーン法」の *verdelen* に対応しているのは、わずかに AV1・25(=レーン法25・1)の *abiudicare* の語にすぎない。この *abiudicare* の語は、AVのここまでのところでは、このほかにも1・72・b(=レーン法27・2)と1・

81 (=レーン法30・2) に姿を見せるが、「レーン法」でそれに対応する語は *verdelen* ではなく、*verlesen* (レーン法27・2) または *nemen* (レーン法30・2) である)。これ以後の条項においてもさらに検討することにした。

9) AV 1・94の条項全体については、前註・5と8で述べたことを参照されたい。

242

39・1¹⁾ a) いずれかの者 (=家臣) から彼の所領がレーン法廷の判決をもって (*mit lenrechte*)²⁾ 剥奪される (*verdelet wert*)³⁾ (ないし、された) 場合、あるいは、彼 (=いずれかの家臣) がそれ (=彼の所領) を (彼の主君に) 返還する (*op let*)⁴⁾ (ないし、した) 場合は、その者は (その所領についての) ゲヴェーレ (=占有権) (*were*)⁵⁾ を欠くべきである。⁶⁾ しかしながら (そうした場合でも)、その家臣は、彼の (所領を引き戻すべき) 年期内には、⁷⁾ 彼 (=家臣) が彼 (=主君) にいずれかの所領を返還した (*gelaten hebbe*)⁸⁾ ことを否認することができる、彼 (=家臣) がそれ (=所領の返還) について彼の否認 (ないし、潔白の) 宣誓 (*sin unscult*) を ^{b)}敢えて行う (*darn dun*)^{b)} ならば。⁹⁾ しかしながら、主君がその所領を、それ (=所領) をそこで返還した (*gelaten hevet*)⁸⁾ かの者 (<家臣>) の面前で ^{c)}彼 (=家臣) の正式な異議 (申立) なしに (*ane sine rechte wedersprake*)、^{c)・10)} もう一人の者 (=他の家臣) に封与する (ないし、した) 場合には、彼、すなわちそれ (=所領) を返還した (*gelaten hevet*)⁸⁾ かの者は、その (=所領の返還を否認する) ために (潔白の、ないし、否認) 宣誓 (*unscult*) を行うことをえない。^{a)・11)}

AV 1・95¹⁾ a) (所領についての) 占有権 (*possessio*)⁵⁾ は、(次の場合にも) 家臣から否認された (*devicta est*) (ないし、奪われた) ことになる、(すなわち) レーン法廷において (*in beneficiali iure*)²⁾ 所領が彼 (=家臣) から (判決をもって) 剥奪された (*sunt abiudicata*)³⁾ 場合、あるいは、(家臣が) 主君にそれ (=所領) を返還する (*resignat*) (ないし、した)⁴⁾ 場合 (にも)。⁶⁾ しかしながら (その家臣は)、6週と1年以内に、⁷⁾ 宣誓によって (*per iuramentum*)⁹⁾、(彼が) 所領を返還した (*resignaverit*)⁸⁾ ことを否認すること (*negere*) ができる、ただし、主君がそれ (=所領) をその者の面前で直ちにもう一人の者 (=他の家臣) に封与した場合は除いて。^{a)・11)}

- 1) こ(れら)の条項の各法書における位置については、前出レーン法38・3=AV 1・97、註・1、および、レーン法38・4=AV 1・94、註・1で述べたことを参照されたい。
- 2) この箇所、「レーン法」の *mit lenrechte* の語には AV の *in beneficii iure* が対応している。
- 3) この箇所、「レーン法」の *verdelen* の語に AV の *abiudicare* が対応しており、後者が前者と同義に用いられていることは明らかであるが、前出レーン法38・4=AV 1・94、註・4と8の箇所と比較することによって、これらの語がそれらの箇所の *af(ge)winnen*=*vincere* の語と明確に区別して用いられていることを確認することができよう。後註・6を参照されたい。
- 4) この箇所の *oplaten*=*resignare* の語については、前出レーン法16=AV 1・42、註・3、および、後註・8を参照。
- 5) この箇所、「レーン法」の *were* の語に AV の *possessio* の語が対応しているが、すぐ前のレーン法38・4=AV 1・94(特に註・3と7の箇所)とのつながりから、いずれも「占有権」を意味する、と解される。ひきつづき次註・6を参照されたい。
- 6) ここまでの前段は、すぐ前のレーン法38・4=AV 1・94とのつながりからは、「ある家臣は、所領の占有権をめぐる裁判に敗れてそれを否認された場合に限らず、(主君から問責されて)その所領をレーン法廷の判決をもって剥奪された場合、および、(自ら)所領を主君に返還した場合にも、所領の占有権を失ったことになる」、という含意をもつことになる。(なお、こうした含意は、前註・3でも触れたように、「レーン法」においては *verdelen* と *af(ge)winnen* の用語法そのものからも読み取ることができるが、AV についても、*vincere* ないし(この条項では) *devincere* の語が *abiudicare* と区別して用いられている限り、同じことが言える——この点については、前出レーン法38・4=AV 1・94、註・4と8を参照)。なお後註・11をも参照されたい。
- 7) この箇所、「レーン法」では(単に)「彼の年期内」となっているのに対して、AV では(具体的に)「6週と1年以内」と明記されている。
- 8) こ(れら)の箇所、「レーン法」では *laten* の語が用いられているが、この語が(前註・4の箇所の) *oplaten* と同義に用いられていることは、文脈上も明らかだけでなく、AV の対応箇所(前註・4の箇所と同じ) *resignare* の語が用いられていることによっても確認することができる。この点についても、(前註・4で挙げた)レーン法16=AV 1・42、註・3を参照されたい。
- 9) この箇所、AV では単に「宣誓によって」(*per iuramentum*)と言われているのに対して、「レーン法」(b-bの箇所)は、「彼(=家臣)がそれ(=所領の返還)について彼の潔白の(=否認)宣誓を敢えて行うならば」(*darn he dar to sin scult dun*)となっている。この両者を比較することによって、「レーン法」では、「たとえ家臣が事実その所領を主君に返還したとしても」(それを引き戻すべき法定年期内であれば否認宣誓によって所領の返還を——実質的には——「取り消す」ことができる)、とい

う含意がこめられていることが判るであろう。ただし、家臣のこうした「権利」は、(所領がレーン法廷の判決をもって剥奪された場合には認められず)、家臣が(自発的に)所領を返還した場合に限って認められている。なぜか、また、それは何を意味するのか。(一つには、所領の剥奪は必ずレーン法廷の判決をもって行われるのに対して、所領の返還は必ずしもそうとは限らないということによる、ということも考えられるが、もう一つ、もっと重要なのは次のことであろう)。

後出レーン法42・1(=AV1・104~1・107)によれば、主君が家臣を所領の授封(更新)ないし引き戻しを求めるべき年期(の経過後に、それ)を懈怠したとして問責する場合、主君がレーン法廷で家臣からさらに(その所領の授封ないし引き戻しを求めるためのそれを含めて)すべての権利を剥奪し、そのことを彼の6人の家臣とともに立証できない限り、家臣が *unscult* (=潔白の、ないし、否認宣誓)を行って(年期の懈怠を否認し)所領についての権利を守ることができる、(さらに、後出レーン法42・2によれば、主君が家臣の年期の経過後、レーン法廷の判決をもって家臣から所領についてのすべての権利が剥奪された旨主張した場合でも、家臣は、法定年期内に所領の授封(更新)を求めまたはそれを引き戻したことを主張し、そのことを「彼の家臣たちの法(ないし、権利)に従い」立証することができれば、その主張を貫くことができる)、とされている。こうした規定と比較すると、所領を(自発的に)主君に返還した家臣が法定年期内に(考えを変えて)所領の「引き戻し」を求めれば主君は当然それに応じなければならないはずであり、このレーン法39・1(=AV1・95)のように、家臣が返還の事実を「宣誓」によって否認することを認めても、具体的には、(後者の場合)家臣は(前者の場合とは異なり)改めて主君に「忠誠宣誓」ないし「臣従礼」を捧げるに及ばない、という差を生じるにすぎない。そこで著者・アイケは、もともと家臣の自発的意思を前提する所領の「返還」に限っては、もし家臣が法定年期内にその意思を変えた場合には、「返還」の事実の有無にこだわっても意味がない、と考えたのではあるまいか。なお、後註・11を参照されたい。

- 10) c-cの箇所、*ane sine rechte wedersprake*の語は、AVに対応する語がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、それについては、前出レーン法10・5、註・6を参照されたい。なお、*ane rechte wedersprake*の語は、ここまでのところでは、前出レーン法10・5のほか、13・1(=AV1・103)、[13・2]、17(=AV1・43)、24・6、[33・3]、38・1、この39・1(=AV1・95)に、またこれより後のところでも、後出レーン法45・4と71・9で用いられているが、(「ドイツ語第2版」に属するレーン法13・2、33・3はもとより)、レーン法17=AV1・43を除くすべての条項で、AVに対応条項ないし対応箇所のないところに姿を見せる。また、この点唯一の例外をなすレーン法17に対応するAV1・43でも、「これにその者が異議を唱えない(*non condicere*)」と言われているだけで、*ane rechte wedersprake*に対応する定型的表現(ないし、「術語」)は(まだ)用いられてい

ない。このことは、(ane) *rechte wedersprake* (および、その対概念とも言うべき *rechte klage*) の概念は、AV ではまだ確立されておらず、「ラント法」を経て「レーン法」ではじめて確立されたことを、強く示唆するものと言えよう。

- 11) これらの条項との関連で、前出レーン法16=AV 1・42、註・8の末尾で述べたことについて補正しておきたい。すなわちそこでは、「家臣が——(上級主君に所領を返還した)主君が所領を引き戻す前に——上級主君にこの所領の授封更新を求めてしまった場合」に言及し、「所領は(主君がその引き戻しを求めた時)すでに上級主君から(直接)この(又)家臣に、または(主君がその新しい主君として指定した)別な家臣に授封されてしまっている……ことがありうる」、としている。しかし、このレーン法39・1 (=AV 1・95)によれば、(主君に所領を返還した)「家臣」が所領を引き戻す権利は、(前註・9で述べたように)、法定年期限内であれば「潔白の宣誓」によってそれを否認することができるとして、手厚く保護されているだけでなく、「家臣」が自分の所領をひきつづき保持するためにそうした「(否認)宣誓」を行えないケースは、「主君が彼の面前で、彼の正式な異議(申立)なしに、もう一人の者に封与した場合」に限定されている。したがって、前出レーン法16=AV 1・42についても、(所領を上級主君に返還した)「主君」が(所領を引き戻すべき)法定年期限内に上級主君による(又)家臣ないし(その新しい主君たるべき)別な家臣への授封によって問題の所領についての(=それを引き戻す)権利を失うのは、「主君」の面前でその授封が行われ彼がそれに対して *rechte wedersprake* を申し立てなかった場合に限られ、(又)家臣が主君の法定年期限内に上級主君に対して所領の授封(更新)ないし新しい主君の指定を求めても、上級主君は主君の法定年期限が経過するまで待たなくてはならない、ということになるはずであり、そこで述べたような問題は(一般には)生じない。なお、(前註・9でも触れた)後出レーン法42・1 (=AV 1・104~1・107・a)、および、42・2をも参照されたい。

243

39・2¹⁾ 主君が彼の家臣に、不誠実にも(=誠実義務に反して)(*ungetuweleke*)、²⁾(次のように、すなわち)彼(=自分、主君)に彼(=家臣)の(=家臣に封与された)所領を返還する(*late*)³⁾ ように、強制(ないし、強要)する(*dwingt*) (あるいは、強制ないし強要した)⁴⁾ 場合には、家臣はそれ(=その所領)について損害なしにすむべきである、彼(=家臣)が主君を彼(=家臣)の法定年期限内にその暴力(ないし、実力)(*gewalt*)⁵⁾ のかどで訴え、そして彼(=主君)をそこでく(ないし)それ(=暴力)についてく法(の定める手続)に従い(*mit rechte*) (=裁判によって、ないし、判決をもって)打ち負かす(*verwint*) (ないし、彼=主君の有

罪を証明する)ならば。⁶⁾ 意思(だけ)では、また言葉(だけ)でも、強制(ないし、強要)(gedwank)⁷⁾は存在しない、その後に行為が続くのでなければ。⁸⁾

- 1) この条項は、AVに対応条項がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、その「レーン法」における位置については、前出レーン法38・3(=AV1・97、1・98・a)、註・1を参照されたい。また、この条項がレーン法38・2の直後に「補足」されたのは(主君に)所領を返還した家臣の権利にかかわるからである、と考えられるが、その点については後註・8で改めて述べる。
- 2) ここでは ungetruweleke の語が主君(の義務)について用いられていることが注目される。前出レーン法3=AV1・8によれば、家臣は主従関係を結ぶ(あるいは、所領を受領する——前出レーン法22・1=AV1・45~22・3=AV1・49を参照)に当たり、主君に対して、「彼(=自分)が彼(=主君)の家臣であることを望み、そして彼(=自分)の所領を(主君から)受領しようとする限り、法(の定め)によって家臣が彼の主君に対してそうあるべきように、忠誠(truwe=treu)でありまた好意的でありつづける」、という忠誠宣誓(hulde)を捧げなければならない。主君はこの「忠誠宣誓」を受領するだけで、自ら家臣に対して treu であることを誓うことはしていない。しかし、それにもかかわらず(主従関係を結べば)当然主君の側にも Treue(忠誠ないし誠実)の義務が生まれる、と考えられていたことが、このレーン法39・2から判るからである。(因みに、上記・レーン法3の「忠誠宣誓」の文言から、家臣は主君にいつでも所領を返還できるのに対し、主君は——家臣に特段の「落度」ないし「罪過」がなく、あるいは、家臣が(自発的に)所領を返還しない限り——家臣から所領を取り上げることができない、ということもうかがえるであろう)。なお、ザクセンシュピーゲルにこの ungetruweleke の語が姿を見せるのはこの箇所だけであるが、ラント法3・41・3では untruweleke の語が(おそらくこれと同義)用いられている。なお、truwe の語(そのもの)については、後出の関連条項においてさらに逐一検討する。
- 3) この場合の laten の語については、前出レーン法39・1(=AV1・95)、註・8を参照されたい。
- 4) この dwingen の語については、次のことに注意しなければならない。すなわち、この条項の末尾には、「意思(だけ)では、また言葉(だけ)でも、gedwank は存在しない」、と明記されているから、この dwingen の語も、単に「主君が家臣に所領の返還を迫った」、という意味ではなく、(その結果)「家臣が主君に所領を返還せざるをえなくなり、主君が(家臣に授封していた)所領を(事実)占有・支配するにいたった」、という意味に解さなくてはならない、ということがそれである。なお、後註・6と8で述べることを参照されたい。
- 5) ここでは、gewalt の語が、(前註・5の箇所の)「(主君が家臣に、所領を返還するよう

に) *dwingen* (=強制ないし強要) すること」、および、(次註・7の箇所)「*gedwank* (強制ないし強要)」と同義に用いられていることに注意されたい。この場合、(たとえ主君に強制ないし強要されたにせよ)、事実上、家臣から「返還」された所領を主君が占有・支配する(すなわち、それを別な家臣に封与したり、あるいは、そこから(直接)小作料を徴収する)ために、(われわれの考える)「(物理的)暴力」を用いていないにもかかわらず、主君まのそうした「行為」=「強制」(ないし、強要)が *gewalt* と呼ばれているのである。さらに、後註・6と8で述べることをも参照されたい。

- 6) この点については、(所領の返還を強制された)家臣がどこ(=どの法廷)で主君を訴え、主君を打ち負かす(ことができる)のか、という問題がある。前出レーン法38・4(=AV1・94)によれば、主君が家臣から(家臣に封与していた)所領(の占有)を取り上げるためには、ほんらい、まず(レーン法廷で)家臣に対する訴えを起こし(あるいは、家臣を問責し)、家臣の(所領についての)「占有権」を否認しなければならぬはずである。しかし、このレーン法39・2の主君は、そうした裁判(ないし、法廷における)手続を履むことなく、家臣に対して所領の返還を強制(ないし、強要)している。そうだとすれば、この主君には家臣から所領を取り上げるための「言い分」がないか、あるいは、(それがあっても)法的手続を無視する性向があり、仮に家臣がこの主君をレーン法廷で訴えても、主君は「法」(=裁判)を拒むであろう、と考えなくてはならない。したがって、この条項の場合、家臣が主君を訴えるべき法廷も、主君のレーン法廷ではなくラント法廷である、と考えられている可能性が大きいはずである。さらに、この条項で(*gedwank* の同義語として) *gewalt* の語が用いられていること(前註・5を参照)も、そのことと関係する可能性なしとしない。(すなわち、後出レーン法76・2(=AV3・4)に明らかなように、「強奪」や(その他の)「犯罪」は——少なくとも最終的には——ラント法廷の管轄に属しており、このレーン法39・2では、主君が家臣の所領を「強制」(ないし「強要」)によって=法的手続を履まずに取り上げることを(も) *gewalt* と呼ぶことで、——たとえそれを直ちに「犯罪」に数えることはないまでも——それが(ほんらい)ラント法廷の管轄に属することを示唆しようとしているのではないか、ということである)。この点についても、後註・8で述べることを参照されたい。

- 7) この *gedwank* の語については、前註・5と6を参照されたい。
- 8) この条項が前出レーン法39・1(=AV1・95)の直後に「補足」されたのは、前註・1ですでに指摘しておいたように、所領を主君に返還した家臣の(所領を引き戻す)権利に関するつながりによる、と考えられる。すなわち、前出レーン法39・1(=AV1・95)は、(自発的に)所領を主君に返還した家臣は、彼の(所領を引き戻すべき)年期内であれば、(否認)宣誓によって返還(の事実)そのものまで否認することができるとして、家臣の(所領についての)権利を強く保護する姿勢を示しているが、この条項とのつながりにおいては、このレーン法39・2が、たとえ家臣が主君に(自発的に)所領を返還したのではなく)強制(ないし、強要)されて所領を返

還せざるをえなかったとしても、家臣が主君を *gewalt* のかどで訴えそれを立証できる限り、家臣の(所領についての)権利は損なわれない、という含意をもつことは改めて指摘するまでもあるまい。しかし、その前に位置するレーン法38・4 = AV 1・94では、誰か(ある家臣)からゲヴェーレ (=所領ないし所領の占有)を取り上げるためには(あらかじめ)「裁判によってその者のもつゲヴェーレ (=所領の占有権)を奪わ(ないし、否認し)なければならない」、とされているから、それとのつながりにおいては、このレーン法39・2は、——すでに前註・6でも指摘したように——主君が(ほんらい履むべき)そうした(法的)手続を履まずに家臣に対し所領の返還を強制(ないし、強要)した場合を補足する意味をもつ、ということを見落としてはならないであろう。

244

39・3¹⁾ ある家臣が彼の主君の面前でもう一人の者 (=家臣) に所領を譲る(ないし、譲った) (*op let*) (あるいは、主君に所領を返還してもう一人の者に授封してもらった)²⁾ 場合は、直ちに彼 (=もう一人の者) がその所領について、く以前にはく【〔それを譲る (*let*) (ないし、返還した)³⁾〕】最初の家臣のものであったゲヴェーレ (=占有権) (*gewere*)⁴⁾ を取得する。⁵⁾

- 1) この条項も、AV に対応条項がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、その「レーン法」における位置については、前出レーン法38・3 (= AV 1・97、1・98・a)、註・1を参照されたい。なお、この条項がこの位置に補足された理由については、後註・5で述べる。
- 2) この場合、「ある家臣が彼の主君の面前でもう一人の者に所領を譲る (*op let*)」というのは、「ある家臣が彼の主君に所領を、彼 (=主君) がそれをもう一人の者に封与する、という条件で返還 (*oplaten*) し」(前出レーン法36を参照)、しかも主君が「もう一人の者」にその場で直ちにその所領を封与したケースである、と考えられる(この点については、前出レーン法17 (= AV 1・43)、註・3、および、レーン法26・10をも参照)。なお、後註・5をも参照されたい。
- 3) この (*Ordnung* IV c のテキストに属する) 箇所の *laten* の語は、前註・2の箇所の *oplaten* と同義に用いられているが、それについては、(前註・2のほか)、前出レーン法30・1 (= AV 1・80)、註・5をも参照されたい。
- 4) この箇所の *gewere* の語は、前出レーン法39・1 (= AV 1・95)、註・5の箇所の *were* (= *possessio*) とのつながりから、「占有権」を意味すると解されるが、その点については次註・5を参照されたい。

- 5) 前出レーン法39・1 (=AV 1・95) では、所領を主君に返還 (oplaten) した家臣は、(その所領をレーン法廷の判決をもって剥奪された家臣と並んで) その所領についての「were (=占有権) を欠く」とされており、(前者については、所領を引き戻すべき年期限内であれば、彼が所領を返還した事実(まで)を宣誓をもって否認することができる」とされた上で、さらに、「主君がその所領を彼の面前で、彼の正式な異議(申立)なしにもう一人の者に封与する(ないし、した)場合には、彼はそのために潔白の(ないし、否認)宣誓を行うことをえない」(つまり、彼はもはやその所領を引き戻すことをえない)、としている(同条、註・11の箇所)。したがって、このレーン法39・3は、——念のために——主君が所領をもう一人の者(=家臣)に封与するという条件を付してそれを主君に返還した家臣も、主君が所領をその場で直ちにもう一人の者に封与した場合には、所領についての「すべての権利」を失い、もはや(所領の返還を否認したり)所領を引き戻すことはできない、ということを明確にすべくこの位置に「補足」された、と解されよう。(なお、以上のように考えれば、この条項、前註・4の箇所の gewere の語が、前出レーン法39・1、註・5の箇所の were と同じく、「占有権」を意味することも、併せて確認することができるであろう)。

245

39・4¹⁾ a) ある家臣は彼の家臣仲間を (sinen husgenot)、²⁾ 主君が彼の家臣を(そうすることが)できるよりも、より多くの事案について証人(による立証)によって打ち負かす (vertugen)³⁾ ことができる。^{a)・4)}

AV 1・96¹⁾ a) 家臣は主君 (dominum) を、²⁾ 彼 (=家臣) を (証人による立証をもって) 打ち負かす (vincere)³⁾ ことが主君に許されるよりも、より多くの事案において証人(による立証)をもって (testimonio) 打ち負かす³⁾ ことができる。^{a)・4)}

- 1) このレーン法39・4に対応する AV 1・96は、AVにおいては(もともと)レーン法39・1に対応する1・95の直後に位置していた条項であるが、「レーン法」では39・1とこの39・4の間に(AVには対応条項のない)39・2と39・3の两条項が「補足」されている。またAVにおいては、(もともと)この1・96の後には1・97(と1・98・a)が続いていたが、それに(一部)対応するレーン法38・3は、(AV 1・93に対応する)37・3の後(に、AVに対応条項のない)38・1と38・2が補足されてその後(に)、(AV 1・94に対応する)38・4の前に「繰り上げ」られている(以上については、前出レーン法38・3=AV 1・97、1・98・a、註・1を参照)。このレーン法

- 39・4(註・2の箇所)に見られる「家臣仲間」→「主君」という「改訂」も、この条項のそうした位置の移動と無関係ではありえない、と思われるが、その点については後註・4で述べることにする。
- 2) 前註・1で指摘したように、この箇所、(家臣が証人による立証をもって打ち負かすことのできる相手方が)、AVの「主君」(*dominum*)から「レーン法」では「彼の家臣仲間」(*sinen husgenot*)へと「改訂」されていることを見落としてはならない(この点については、後註・4を参照されたい)。
 - 3) この箇所、「レーン法」の *vertugen* の語は、AVの (*testemonio*) *vincere* に対応している。*vincere* の語は、前出レーン法38・4 = AV 1・94、註・8で述べておいたように、*überführen* の意味で用いられているから、そのことによっても、*vertugen* の語が(この場合) *durch Zeugenbeweis überführen* (=証人によって自分の正当性、あるいは、相手方の有責・有罪を立証し、相手方を打ち負かして勝訴する) という意味で用いられていることを確認することができるであろう。
 - 4) 前註・2で指摘したように、AVの *dominum* が「レーン法」で *sinen husgenot* に「改訂」された結果、これら两条項の論旨は(実質的に)「変更」されている。すなわち、家臣が(主君が家臣に対してそうするよりも)より多くの事案について証人により立証しうるとされる相手方が、AVの「主君」から「レーン法」の「家臣仲間」に変わっているのである。この「改訂」・「変更」はなぜ行われたのか、あるいは、何を意味するのであろうか。この問題を考えるために、前後の条項をAVと「レーン法」のそれぞれについて辿ってみると、次のようになる。

AV(1・96)では、(家臣仲間同志の係争ではなくて)主君と家臣の間の係争だけが問題になっているが、それより前に位置する条項でそうした係争において家臣の証人による立証が決め手になるケースは、前出AV 1・90(=レーン法35・2)まで遡り、それ以降1・95(=レーン法39・1)まで家臣の証人による立証が決め手になるケースは見当たらない。また、AV 1・96の後に位置する条項においても、その直後に位置する1・97(=レーン法38・3)においては、*possessio*の証人になりうる者として「主要な村にまたは隣村に住居をもつ者」が挙げられ、(それに続く1・98・a(=レーン法38・3)では——一般論とも読める形で——*possessio*を証明すべき証人は「7人」であることが述べられているものの)、さらにそれに続く後出AV 1・98・b(=レーン法40・1)では、*possessio*をめぐる家臣仲間同志の係争が問題になっていて、主君と家臣の間の係争は後出AV 1・101(=レーン法42・1)まで姿を見せない。

これに対して、レーン法39・4では、(主君が彼の家臣に対して証人により立証しうる場合との比較において)家臣が「彼の家臣仲間」に対して証人により立証しうる場合が問題になっているが、「レーン法」でそれより前に位置する条項においても、「レーン法」で補足された目されるレーン法38・1と38・2では家臣の証人による立証が姿を見せるものの、直接に家臣の証人による立証が主君のそれに優先する、な

いし、それ以上に決め手になることを説いた条項は見当たらない。しかし、AV 1・97と1・98・aが——(かなり)大幅に「改訂」されレーン法38・3として——(AV 1・94に対応する)38・4の前に「繰り上げ」られた結果、このレーン法39・4(=AV 1・96)の直後には(AV 1・97や1・98・aに対応する条項ではなく)AV 1・98・bに対応するレーン法40・1が続くことになり、しかもその40・1では、所領の *gewere* をめぐる家臣仲間同志の係争において証人による立証が決め手とされている。そうだとすれば、このレーン法39・4における「改訂」は(少なくとも)主に後続のレーン法40・1とのつながりにおいて、それも(前出レーン法38・3の前方への「移動」や「改訂」と同じく)AV(特に1・97や1・98・a)に残されていた「不明確」さを取り除くために(それと同時に)行われたもの、と推定できるのではないか。この点については、次のレーン法40・1(=AV 1・98・b)について述べることをも参照されたい。

246

40・1¹⁾ a) 彼等(=家臣仲間)²⁾ 二人が、(同じ)一つの所領を同じように(*gelike*)自分のものと主張して(*an spreket*)、³⁾ (その所領についての)ゲヴェーレ(*gewere*) (=占有)⁴⁾ を立証(してその所領を取得)するために同じ(ように)証人(による立証)を申し出、⁵⁾ しかもそれ(=その所領)を彼等のうちいずれの者も他の者から受領していない場合は、⁶⁾ 人(主君ないしそのレーン法廷)は彼等双方を、(それについての)ゲヴェーレ(=占有)⁴⁾ を立証すべき所領がその中にある村へ赴かせるべきであり、そしてく人(=主君ないしその使者)は⁷⁾ 農民(*de bure*)および真の隣人たち(*de rechten ummeseten*)⁸⁾ にゲヴェーレ(=占有)⁴⁾ (=誰がその所領を占有しているか)について問う(=証言を求める)べきである。⁹⁾ 彼等(=人)のうち(その者が所領を占有していることを証言する)証人を多数もつ(ないし、得た)者(があれば)、その者が適法に(*mit rechte*) (=法の定め(る手続)に従って)(その所領についての)ゲヴェーレ(=占有)⁴⁾ を立証する(ないし、したことになる)。こ(れら)の証人(の証言)を、主君は(自ら)聴取するか、あるいは、そこ(=その村)へ(次のような)彼の家臣、(すなわち)(彼に代り)自らの忠誠宣誓にかけて(*bi sinen hulden*)、¹⁰⁾ 彼等(=人)のうちいずれの者が(所領についての)ゲヴェーレ(=占有)⁴⁾ を立証したかを(見届ける)義務を負う(*sek verplegen*)¹¹⁾ ことのできる家臣二人を(彼の使者として)遣わすべきである。^{a)・12)}

AV 1・98・b¹⁾ a)¹⁾(ある)レーンについて(の)占有を(possessionem in beneficio)⁴⁾(互いに)争っている二人の者(duo)²⁾が、(そのレーンについての占有を)証人によって証明することを申し出、⁵⁾ 彼等のいずれの者にも他の者から(そのレーンが)授封されていないならば、⁶⁾ 双方の(証人の)証言が聴取されるべきであり、そして(ないし、しかも)当の村に、また、どこであれ(それに)最も近い村(々)に定住している人々⁸⁾が(二人のうちいずれの者がそのレーンを占有しているかについて)訊ね(=証言を求め)られるべきである。そして、自分の占有⁴⁾(について)の証人を多数もつ者(があれば)、占有⁴⁾はその者のものであるべきである。この証言(ないし、証人による立証)は、それ(=その占有)について争われている所領が所在する当の場所(locus)(ないし、村)で(その成否が)決定されるべきである(terminabitur)。⁹⁾そして、主君はそれ(=その証言、証人による立証)を(自ら)聴取するか、あるいは、そこへ彼の家臣を二人、彼等の(証言の)聴取者を(ないし、聴取者として)遣わすべきである。^{a)・12)}

- 1) これらの条項の各法書における位置については、前出レーン法38・3(=AV 1・97、1・98・a)、註・1、および、39・4(=AV 1・96)、註・1と4を参照されたい。

(これらの条項のうち)特にレーン法40・1については、石川「同じゲヴェーレ」(前出レーン法33・1=AV 1・86、註・3を参照)、註・86でも扱ったことがあるが、そこでも述べておいたように、これら(の)条項は、それだけを(前後の諸条項とのつながりを無視して)独立に読むと、(一般に)所領の「占有」(の事実)を立証しえた者がその所領について「占有権」を取得する、というように理解されて、ゲヴェーレに関する支配学説の根拠として援用される可能性のあるものである。もちろんこうした理解は間違っているが、そのことを明らかにするためには、特に後註・12で述べるように、前後の諸条項とのつながりから、これら(の)条項で扱われているのは具体的にいかなるケースかをはっきりさせなければならない。

なお、——これも上掲・拙稿、註・86で述べておいたように、「ラント法」にもこれら(の)条項と(基本的に)同じケースを扱っている(と目される)条項があるので、念のために、あらかじめそれを訳出しておくことにする。

ラント法 3・21・1 二人の者(twene man)(「二人の家臣」とも読める)が相争って(同じ)一つの所領を同じ言い分をもって(mit geliker ansprake)(ないし、同等の(法的)根拠をもって)¹³⁾自分のものと主張し(an spraket)、そしてそのことを同じ(ないし、同等の)証拠をもって(mit geliker tuch)(ないし、同じく証人によって)

立証する(ないし、した)ならば、¹⁴⁾ 人(=ラント法上の裁判官ないし裁判所)はそれ(=その所領)を彼等の間で分けるべきである。この証拠(ないし、証言)は、その村または最近の隣村に定住している真の隣人たち(*de rechten ummeseten*)¹⁵⁾ が開陳(ないし、陳述)(*besceden*)¹⁶⁾ すべきである。その証拠(=有利な証言をした証人)を多数もつ(ないし、得た)者(があれば)、その者がその所領を(立証・)取得することになる。(なお、これに続くラント法3・21・2は、次のレーン法40・2=AV1・99、1・100、註・1に訳出する)。

- 2) この箇所、AVでは(単に) *duo* となっているのに対し、「レーン法」では *se twene* となっているが、この(代名詞) *se* が承けているのは、「レーン法」ではこの条項の直前に位置する)レーン法39・4の *en man* と *sin husgenot* 以外には考えられない。したがって、この条項で(同じ所領の「占有」をめぐって)争っているのは、同じ主君の「家臣仲間」ということになる。(なお、このことも、すぐ前のレーン法39・4における「改訂」がこの40・1とのつながりにおいて行われたという私見——同条への註・4を参照——が支持されるであろう)。
- 3) この箇所、「レーン法」では(AVの「レーンについて占有を争っている」に対応して)「一つの所領を[単に] *gelike* (=同じように)自分のものと主張し(*an spreket*)」となっているのに対して——なお、Text, S. 61(本文)では *an spreken* となっているが、ミス・プリントと思われる、Text S. 61(下欄)の異本、および、Ho., II 1, S. 216を参照——、(前註・1に訳出した)ラント法3・21・1(註・13の箇所)では「一つの所領を *mit geliker ansprake* (=同じ言い分をもって)自分のものと主張し(*an spraket*)」となって(いて、*ansprake(n)*の語が重複して)いる。この点については、後註・12で述べることを参照されたい。
- 4) これらの条項の *gewere* = *possessio* の語はすべて「占有」と訳し(あるいは、補訳し)であるが、その理由については、後註・8および12で述べることを参照されたい。(なお、前註・1に訳出したラント法3・21・1には *gewere* の語が姿を見せないが、その直後に続く3・21・2ではこの語が用いられている。次のレーン法40・2=AV1・99、註・1を参照されたい)。
- 5) ここまでの件、「レーン法」の方が多少丁寧に(したがって、多少分かりやすく)書かれてはいるものの、「レーン法」とAVは基本的には同じことを述べている、と解される。(同じことは以下の件についても言えるが)、この箇所、前註・1に訳出したラント法3・21・1(註・14の箇所)では、レーン法40・1(=AV1・98・b)の「申し出る」(*bedet* ないし *praebent*)の代りに「立証する」(*behalde*)の語が用いられており、その結果、「レーン法」とAVでは、まず「証人による立証」によっていずれかの者が「多数」を得てその「占有」(の事実)、ないし、「占有権」が確認されるケースが扱われているのに対して、「ラント法」ではまず——双方がともに「占有」を立証して——所領が分割されるケースが説かれている、ということに注意されたい。

- 6) 所領の「占有」をめぐる争っている二人の者のうち、一方が他方にその所領を授封している（つまり、一方が主君、他方がその家臣である）場合には、家臣による「占有」の立証が優先することになる。この点については、後出レーン法41=AV 1・101、1・102を参照されたい。
- 7) この箇所の menの語は、*Ordnung Ic*のテキストで補足されたものであるが、それが「主君、ないし、その使者」を意味することは、この条項の最後の一文によって明らかである。
- 8) この箇所「占有」（＝二人の家臣のいずれが問題の所領を現に占有・支配しているか）について（証人として）証言する者が、「レーン法」では「農民と真の隣人たち」とされている。前註・1に訳出したラント法3・21・1（註・15）の該当箇所では、これが「その村または最近の隣村に定住している真の隣人たち」となっていて——ただし、「隣人たち」の語の綴りは、「レーン法」では *ummesaten*、「ラント法」では *ummeseten* となっているが、*Ho., II 1, S. 216 (=ummeseten)* を参照すると、前者がミス・プリントである可能性もないわけではない——、対応する AV 1・98・b の該当箇所（＝「当の村に、またどこであれそれに最も近い村に定住している人々」）、さらに前出（レーン法38・3では大幅に「改訂」され、実質的にはむしろ「削除」されている）AV 1・97の「主要な村にまたは（そのごく近くにある）隣村に住居をもつ」という箇所に近い。以上のことは、「レーン法」（前出38・3およびこの40・1）における「改訂」が「ラント法・ドイツ語版第1版」の成立後それにもとづいて行われた、ということ推定する手がかりにもなるであろうが（この点については、前出レーン法38・3=AV 1・97、1・98・a、註・6を参照）、これに関連してもっと注目されるのは、「レーン法」（40・1）では、この証人に証言を求めるのは主君のレーン法廷においてではなく、問題の所領が所在する当の村においてであることが明記されているだけでなく（この点は AV 1・98・b も同じである）、証人になるべき者が「農民」（*de bure*）である（あるいは、少なくともその中に「農民」が含まれる）ことが明記されていることである。「レーン法」では、すでに38・3において、それに（一部だけ）対応する AV 1・97、1・98・a に大幅な「改訂」が加えられて、*lenes gewere* と *gemene gewere* の両概念が明確に区別された上で、（レーン法廷において）前者の証人になりうるのは「（当該）主君から授封された者（＝家臣）」に限られ、それとの対比において（家臣以外の、あるいは、家臣以外の者をも含むうる）「彼の（生得の）法について非議される余地のない者」が証人として証明できるのは *gemene gewere* であることが明らかにされている。したがって、少なくとも（レーン法38・3から「レーン法」の記述の流れを辿ってきた）注意深い読者にとっては、このレーン法40・1の「農民および真の隣人たち」が証人として証明する（ないし、しうる）のは、*lenes gewere*（＝ある所領をレーンとして占有・支配するための権利ないし権原）を含まず（この点については、前出レーン法38・3=AV 1・97、1・98・a、註・2を参照）、*gemene gewere*（ないし、*blote gewere*）（＝ある所

領を小作地として貸し出し、そこから小作料を徴収するという形で占有・支配している事実)に限られる(この点については、前出レーン法38・3、註・5を参照)、ということを理解するのはさして難しくはないはずである。なお、そうした理解に伴って生ぜざるをえない(なぜ家臣間の「占有」——ひいては「占有権」——をめぐる係争が「農民および真の隣人たち」の証言によって左右されるのか、という)疑問については、次註・9、および、特に後註・12で述べることを参照されたい。

- 9) この箇所、「レーン法」では、「人」(=主君またはその使者)が単に「農民および真の隣人たち」に(*gewere*=誰がその所領を占有しているかについて)「問う」(=証言を求める)(*vragen*)とされているにすぎず、AVではさらに、「この証言」(の成否)は(それについて争われている場所で)「決定されるべきである」(*terminabitur*)と言われているが、誰がそれを「決定する」のか、必ずしも判然としない言い回しになっている。(なお、前註・1で訳出したラント法3・21・1(註・16)の対応箇所は、「この証拠(ないし、証言)は、(その村または最近の隣村に定住している)真の隣人たちが *besceden* すべきである」として、*besceden* の語を用いている。この *besceden* の語には、(たとえば、前出レーン法26・9や29・1のように)もちろん *entscheiden* の意味もあるが、この場合、「隣人たち」は(誰が問題の所領を占有しているのかについて)(単に)証人として証言するだけであって、(その成否を)「決定する」立場にないことは明らかであるから、(たとえば、ラント法2・12・12と同じく)「開陳(ないし、陳述)する」の意で用いられている、と解すべきであろう。そこで、(逆に)、(中世語の) *terminare* に「開陳(ないし、陳述)する」という意味の用例はないのか、気になってくるが、J. F. NIERMEYER, *Mediae latinitatis lexicon minus* には(少なくとも典拠にするに足る)適例は見当たらないだけでなく、この語が後続の AV 1・99と1・100で「決定する」の意味で用いられていることは明らかであるから、本註の箇所の *terminare* の語もやはりその意味に解するほかないであろう)。しかし、AVでは、「この証言」が「それについて争われている所領が所在する当の場所」で行われ、そこで(その成否が)(おそらく、証言を聴取する主君またはその使者によって)「決定される」とされているから、それが「レーン法廷」以外のところで(なされ、また)決定されることは明らかであり、その点(だけでも)、通常の所領の「占有権」をめぐ(り、終始、主君のレーン法廷で争われ決定される)係争ないし訴訟とは(まったく)異なった様相を呈していることを見落としてはならない。この点についても、後註・12で述べることを参照されたい。
- 10) この *bi sinen hulden* の語をヒルシュは *bei ihrem treueid* と訳し(Hi., S. 142)、ショットもそれに追隨している(Sch., S. 289)。そのこと自体には問題がないが、当然、ラント法3・65・1の *bi sinen selven hulden* を *aus eigener Macht* (ないし、*aus eigener Vollmacht*) と解することとの整合性が問題とならざるをえないであろう。この問題については、石川「レーン法と国制」(2)、註・125を参照されたい。
- 11) Art. *verphlegen*, M. LEXER, *Mittelhochdeutsches Handwörterbuch*, 3. Bd., Sp. 193 によれば、(sek) *verphlegen* の語は“die stelle u. pflicht eines andern übernehmen”の意味

で用いられている、ということが判るであろう。（本文、少し前のところに、「彼に代り」という補註を施したのは、そのことを念頭に置いてのことである）。

- 12) こ（れら）の条項では、同じ主君の家臣（=家臣仲間）二人がある所領の「占有」（の事実=誰がその所領を現に占有・支配しているか）をめぐる争い、証人によりその「占有」（の事実）を証明できる者がその所領を取得（ないし、保持）する、とされている。したがって、すでに前註・1で指摘しておいたように、この条項だけを孤立に読む（しかもこの点だけを強調する）と、それは「ゲヴェーレ」（Gewere）に関する次のような支配的見解を裏づけるものである、と理解される可能性がある。「Gewere は〔古〕ドイツ物権法の中心概念である。それは物権の現象形態であり、〔古〕ドイツ法上の占有であるが、この占有はここ（=古ドイツ法）ではきわめて独特な形になっている」。「Gewere は、単なる事実ではなくて、それ自身一つの権利であり、〔その背後に〕推定される物権（=本権）を行使するための暫定的権利である」（H. MITTEIS, Deutsches Priiratrecht, 2. Aufl., 1953, S. 70 u. 71. ハイリッヒ・ミッタイス著、世良見志郎・廣中俊雄訳『ドイツ私法概説』、1961年（創文社）、166、168頁）。したがって、所領の「占有」の事実の証明がそのまま所領の「取得」（ないし、「保持」）につながるとするこ（れら）の条項は、こうした Gewere に関する支配的見解を支持するものと受け取られる可能性があり、しかも特に「レーン法」では、前出レーン法38・3において、（対応する AV 1・97、1・98・a とは異なり）、lenes gewere と gemene gewere が明確に区別された上で（当該主君の）家臣以外の者が証人となって立証できるのは後者に限られる、とされていて、このレーン法40・1の「農民および真の隣人たちが」証人として証明しうるのも、gemene gewere、すなわち「誰が現にその所領を占有・支配し、そこから小作料を徴収しているか、という事実」であることには疑問の余地がなく、上述の理解がそれによって補強される可能性さえないわけではない。しかし、こうした理解は間違っているのである。

すでに、石川「ゲヴェーレ」で指摘しておいたことであるが、ザクセンシュピーゲルには、所領を「占有」している者は、裁判によって（あるいは、判決をもって）「占有権」が否認されない限り、所領（ないし、その「占有」）から（実力をもって）逐い出されてはならない、という原則がある（前出レーン法38・4 = AV 1・94を参照）。この原則は、それが当時の平和令から採られたこと（同条への註・1を参照）からも明らかのように、「占有」の背後に（暫定的であれ）「本権」の存在を推定させるものではなく、「所領」の帰属（=「占有権」）をめぐる係争が実力による紛争（=フェーデ）に発展するのを防ぐために、それをすべて裁判によって解決させようとする意図に発したものであって、現に「レーン法」（および、AV）のここまでのところでも、所領を（不法に）「占有」している者が（その「占有」にかかわらず）「占有権」をもたない（あるいは、認められない）事例には事欠かない（分かりやすいものだけ挙げて、たとえばレーン法14・1 = AV 1・40（註・11の箇所）の所領を暴力（ないし、実力）をもって占有している場合、レーン法30・1 = AV 1・80の所領が「脱法的（ない

し、偽贖的)讓与」のために「封与」ないし「讓与」された場合、レーン法33・1=AV1・86の主君が(自らの裁量で)授封したのに家臣に所領を保障しえない場合、レーン法38・1の家臣が下級主君から授封された所領を上級主君に返還し(後者から)再授封された場合、レーン法39・2の主君が家臣に所領の返還を強要した場合などがある)。また、石川「同じゲヴェーレ」(前出レーン法33・1=AV1・86、註・3を参照)でも論じておいたように、「ラント法」の「不動産訴訟」に関する条項群(2・42・1~2・44・3)で扱われている事案においては、所領を「不法に」占有している被告は——原告である正当な権利者が「1年と1日以内に」訴え=rechte klageを起こして所領を追求するのを懈怠した場合を除き——すべて正当な権利者に敗訴することが前提されている(だけでなく、「レーン法」やAVにも後出68・4=AV2・51に同様に事例が姿を見せる)。したがって、このレーン法40・1=AV1・98・bのケースをいきなり一般化して、(支配学説のように)Gewereは物権(=本権)の現象形態である、と考えるわけにはいかず、まず所領^{レーン}の帰属をめぐる係争において(例外的に)所領の「占有」(の事実)が決め手になりうる場合はないのか、ということを考えてみなければならないのである。

この問題を考える手がかりを与えてくれるのは、少し前に位置するレーン法39・1=AV1・95で、所領が家臣から判決をもって剥奪された場合、および、家臣が所領を(主君に)返還する場合のことが扱われており、さらに「レーン法」では、それよりも少し前(レーン法37・3=AV1・93の後)のところに、家臣が下級主君から授封された所領を上級主君に返還し(後者から)引き戻す(=再授封を受ける)ケースを扱ったレーン法38・1が「補足」されていることである。これらの条項を手がかりにして、所領が下級主君から判決をもって剥奪され、あるいは、下級主君が所領を上級主君に所領を返還した場合のことを考えてみると、これらの場合、家臣は(法定年期限内に)上級主君に対して所領の授封(更新)を求める(ないし、求めなければならない)ことになる(前出レーン法25・1=AV1・57を参照)。また、(同じくレーン法25・1=AV1・57によると)、下級主君が息^{レーン}=封相続人なしに(同条への註・2を参照)死亡した場合も同様である。要するに、下級主君に異動があって所領が上級主君の手に戻った場合、家臣は(法定年期限内に)上級主君に対して所領の授封(更新)を求めなければならない。この場合、上級主君は家臣にその所領を自ら授封するか、あるいは、新しい主君を指定することになるが(同条、および、前出レーン法25・2=AV1・59を参照)、いずれにせよ家臣は、所領を授封(更新)される際に、(前出レーン法24・2=AV1・52に従い)新しい主君に対して授封(更新)されるべき所領を(直ちに)具体的に申告しなければならない。以上のことを念頭に置いて、たとえば次のような場合を考えてみよう。複数(=少なくとも二人以上)の家臣に所領を授封していたある(下級)主君が息^{レーン}=封相続人なしに死亡する。そこで家臣たちは(法定年期限内に)上級主君に授封(更新)を求める。その際に、(そのうち)二人の家臣が(たまたま)同じ村に所在する同じ(規模の)所

領を(自分が下級主君から授封されて)それまで「占有」しており、(したがって)上級主君から授封されるべき所領であるとして申告する(前出レーン法15・2を参照)。たとえばこうした場合には、家臣は、授封(更新)を受けるべき「法定期限内」は(下級主君から授封された)所領をひきつづき「占有」する(それこそ「暫定的な」——この点については、たとえば後出レーン法42・1と2=AV1・104~107・aを参照)権利をもってはいるものの、上級(または、新しい)主君からはまだ授封(更新)を受けておらず、それを受けるためには(下級主君から授封された)所領を「占有」していることが要件になる(前出レーン法11・1=AV1・33を参照)。なおこの場合、上級主君のレーン法廷にはその家臣が出席しているだけで、(家臣が前の主君から所領を授封したことの証人になりうる)下級主君の家臣たちが(一般には)(必要な数だけは)出席していない可能性がある(後出レーン法47・1=AV1・111、および、47・2=AV1・112を参照)。こうした場合、この条項によれば、いずれの家臣が所領を(事実)「占有」しているかは、現地で「農民およびその隣人たち」の証言を求めて決定されることになるが(前註・9を参照)、レーンの「占有」がそれについての「占有権」を取得するための前提ないし決め手になりうるのは、(たとえば)こうしたきわめて特殊な、また限定された場合に限られるのである。(なお、下級主君から所領が判決をもって剥奪され、あるいは、彼がそれを上級主君に返還した場合については、これと同じことが起こりうるが、(下級)主君が息=封相続人を遺して死亡した場合には、通常は、息のレーン法廷に(二人の家臣仲間の)「占有」について証人になりうる家臣仲間(必要な数だけ)出席しているということ、また、家臣が死亡しその息=封相続人が主君に授封を求める場合、あるいは、家臣(自身)が判決をもって所領を剥奪されあるいは所領を主君に返還してその引き戻しを求める場合には、他の家臣との競合は起こりえないということ、に注意されたい)。

なお、前註・1に訳出したラント法3・21・1については、次のことを付け加えておきたい。この条項の直前に位置するラント法3・20・1~3では、ある者が他の者の土地を耕作した場合のことが扱われており、3・20・1によれば、他人の土地を「(それと)知らずに耕す(ないし、耕した)者」は「償い(=贖罪金と罰金)なしですむ」のに対して、土地を耕す(ないし、耕している)者がそれを「自分のもの」と主張し、「それ(=その土地)が彼から判決をもって奪われる(auf gewonnen wert)(=彼に対してその占有権が否認される)ならば、彼はそれ(=他人の土地を不法に耕作したことを)(贖罪金と罰金をもって)償わなければならない」、とされている(以上については、石川「補論」、511~514頁をも参照されたい)。それよりも前に位置するラント法2・46・1は次のように言う。「また誰か(それと)知らずに他人の土地を(耕作し)、あるいは、彼に他の者が委ねた(他人の)土地を耕作する(ないし、している)者があり、彼がそれを耕している間に、彼がそれ(=他人の土地の耕作)について責を問われれば、かの者(=相手方)がそれ(=その土地)を(自分の土地として)(立証・)取得する(ないし、した)場合、彼はそれ(=その土地)につ

いての労働 (=収穫) を失う (ことになる)。しかし、それ (=その土地) を彼に委ねた者があれば、その者は彼に彼の損害を補償しなければならない。これを前出 3・20・1 と併せて考えると、他人の土地の不法耕作がその土地を小作人に「委ねた」領主間の係争に発展し、二人の領主がその土地を「自分のもの」と主張してラント法廷で争うことがありうる、ということが判るであろう。この場合、もし二人の領主がいずれもそれを自分の (=主君から授封された) レーンであると主張すれば、ラント法 2・42・1 または 2・42・4 の規定に従い、主君の保障を得た者、つまり、それによって事実その土地が主君から授封されたレーンであることを立証しえた者が勝訴するはずである (この点については、石川「同じゲヴェーレ」(前出レーン法 33・1、註・3 を参照)、1457 から 1464 頁を参照されたい)。しかし、この場合さらに、もし二人の領主が (上述したように) 同じ主君の家臣仲間であり、しかも (主君が封相続人なしに死亡したなどの事由によって) 上級主君に対して所領の授封 (更新) を求めるべき年期限内にあってまだ所領の授封 (更新) を受けていないとすれば、両者は「同じ言い分をもって」問題の所領を「自分のものと主張する」ことになり、ラント法廷が両者のいずれに所領の「占有権」があるかを明らかにするためには、両者のいずれが現実に所領を「占有」(・支配) しているかを問題にすることにならざるをえないであろう。ラント法 3・21・1 も、所領の帰属をめぐる係争一般において所領を現実に「占有」(・支配) している者に軍配を上げようという趣旨ではなく、こうしたきわめて限定された特殊な状況においてのみ「占有権」の有無を左右する決め手 = 決定的要因を所領の「占有」(の事実) の有無に求めようとしているにすぎない、と解すべきであろう。

40・2¹⁾ a) 隣人たちの (証言の) 不一致によって、または、彼等 (=隣人たち) の無知 (=彼等が事情を知らないこと) によって、人 (=主君またはその使者) が (その土地は) いずれの (者の) 占有 (swelke were)²⁾ (に属する) かを決定し (besceden)³⁾ えないならば、人 (=主君またはその使者) は係争当事者 (双方) (de sakeweldegen)⁴⁾ に (次のように) 宣誓することを命ずべきである、(すなわち) 彼等 (=自分たち) が、法 (の定め) に従い (na rechte)⁵⁾ 彼等のものであるレーンを (特定・) 明示する (ないし、している) (bewisen) (=自分のものであるとして特定・明示したのは、自分たちのレーンにほかならない) 旨 (宣誓すること) を。^{6)・a)}

b) 彼等が双方とも (その所領を) 自分のものと主張し、そして同じように (そのことを) 聖遺物にかけて (宣誓することによって) 証明する (behaliden)⁷⁾ ならば、人 (=主君またはその使者) はそれ (=その所領) を同じように (=均等に) 分け (与え) るか、あるいは、それ (=いずれの者の占有か) を⁸⁾ 水審判をもって (mit

water ordele)⁹⁾ 決定す (besceden)¹⁰⁾ べきである。^{b)}

AV 1・99¹⁾ a) しかしながら、(その所領が) 誰の占有に属するか (cuius possessionis) (=いずれの者がその占領を占有しているか)²⁾ をめぐる係争が、(証人の) 不一致または無知 (=事情を知らないこと) のために、法 (の定める手続) によって (iustitia)¹¹⁾ 決定され (terminari)³⁾ えない場合、(係争当事者の) 双方とも、宣誓によって、彼 (=自分) のものと主張する (所領の所在する) 場所 (ないし、村) (locum) を (特定して) 明示することになる (demonstrabit)。⁶⁾

AV 1・100 (前段)¹⁾ b) しかしながら、(係争当事者の) 双方とも、それ (=所領が所在する場所ないし村、実質的には、そこに所在する所領) が彼 (=自分) のものであることを宣誓によって確言する (affirmat) ならば、⁷⁾ (その場所ないし村に所在する所領は) 彼等 (の間) で分けられ、あるいは、神の水審判によって (per aquaticum Dei iudicium)⁹⁾ これに関する真実 (veritas) が発見される¹⁰⁾ べきである。^{b)}

- 1) このレーン法40・2は、AVの1・99に1・100(前段)を併せたものになっているが、AV1・100(後段)は次のレーン法40・3に対応している。なお、これらの条項と同旨のことは、「ラント法」でも(前出レーン法40・1=AV1・98・b、註・1に訳出した3・21・1の直後につづく)3・21・2でも述べられているので、念のためにそれを以下に訳出しておく。

ラント法3・21・2 隣人たちに、誰がそれ (=その土地) をゲヴェーレの中にもっているか (=占有しているか)、そのことが知られていないならば、人 (=裁判官) はそれを水審判をもって (mit eneme water ordele)⁹⁾ 決定することが (ないし、も) できるし、さもなければ、原告および訴えが向けられている者 (=被告)⁴⁾ は (次の旨、すなわち)、それ (=その所領) が彼等 (=自分たち) のものであることを正しく挙示している (wisen) (ないし、挙示した)⁶⁾ 旨、宣誓しなければならず、そこへ裁判官は彼の使者を遣わすべきである。彼等 (=原告と被告) が双方ともその旨を宣誓するならば、人 (=裁判官ないしその使者) はそれ (=その所領) を彼等 (二人) に同じように (=均等に) 分け (与え) るべきである。

- 2) この箇所の were=possessio の語が、すぐ前のレーン法40・1=AV1・98・bの gewere=possessio と同義に用いられていることは、このレーン法40・2=AV1・99が前条の継続であること (および、前註・1に訳出したラント法3・21・2では、同じことを言うのに gewere の語が用いられていること) から明らかである、と思われるが、そ (れら) の語を「占有」と訳す理由については、前条の註・8と12を参照

されたい。

- 3) この *besceden=terminare* の語については、前条(レーン法40・1=AV 1・98・b)への註・9を参照されたい。
- 4) この *de sakeweldegen* の語は、(前註・1に訳出した)ラント法3・21・2のそれに対応する箇所では *de klegere unde oppe den de klage geit* (=der Beklagte oder der Angeklagte) となっており、あるいは、むしろ「訴訟当事者」と訳すべきである、と思われるが知れない(因みに、ラント法1・7では、*de sakeweldege* の語は、具体的には(訴訟の)「相手方」=「原告」を指し、「訴訟当事者」の意味で用いられている)。しかし、前出レーン法40・1=AV 1・98・b、註・12で述べた私見が正しければ、ラント法3・21・1と2で所領の占有をめぐって争う二人の者が「原告」・「被告」の関係にあることは間違いないのに対して、レーン法40・1と2の場合には、必ずしも二人の家臣仲間のうち一方が他方を「訴え(ている)」とは限らないと考えられるので、「係争当事者」と訳すことにしたものである。
- 5) この *na rechte* の語は、AV(註・11の箇所)の *iustitia* に対応しそれと同義に用いられていると解されるが、後者とはそれが位置する文脈が異なっているので、それが指す具体的な内容(=法の定める手続)は別なものになっていることに注意されたい。すなわち、AV(註・11)の箇所の *iustitia* は、前出 AV 1・98・b の「当の村に、また、どこであれ最も近い村に定住している」証人によって問題の所領を「占有」しているのは誰かを明らかにする手続にかかわっているのに対して、この「レーン法」の *mit rechte* の語は、「彼等(=人)が彼等のものであるレーンを(特定・)明示する」という手続にかかわっている。ひきつづき次註・6と後註・7をも参照されたい。
- 6) 「レーン法」では、この箇所、「宣誓」されることは(原文では) *dat se bewisen na rechte so gedan len alse er si* となっている。ヒルシュはこれを *daß sie rechtmäßig beweisen, inwieweit ihnen das lehn zusteht* と訳し(Hi., S. 142)、ショットも *daß sie dem Recht gemäß beweisen, inwiefern ihnen das Lehen zusteht* とこれに追随している(Sch., S. 289)。この場合、両者はいずれも *bewisen* の語を *beweisen* の意味に解しているが、*inwieweit* (ないし、*inwiefern*) 以下の訳が原文(直訳すれば、「彼等は、法に従い、彼等のものであるそうしたレーンを *bewisen* する、ないし、している」)に忠実とは言えないだけでなく(原文には、*inwieweit = inwiefern (zusteht)* に当たる語はない)、そうした解釈では、「占有」が(現地の)証人によっては証明することができなかった、という趣旨のことを述べている直前の文との関係が何としても釈然としないであろう。

この箇所、AV(1・99)の原文は *uterque per iuramentum locum demonstrabit quem suum esse dicit* となっており、次註・7の箇所では、その宣誓の結果が、*quem uterque per iuramentum suum esse affirmat* とされて)いる。つまり、この箇所、「レーン法」の *bewisen* の語は AV の *demonstrate* に対応しているのである。そこで想起される

(むしろ、想起しなければならない)のは、bewisenの語がdemonstrareの意味で用いられていたレーン法10・3=AV 1・30の用例である。(この条項のbewisenの語は、同条の註・1で述べたように、従来、主君による「(占有)指定」の意味に解されてきたものであるが、同条への註・2、3、5で述べたように、そうした解釈には疑問があり、対応するAV 1・30を参照すれば、むしろ家臣による「(主君から授封されるべき所領の)特定・明示」の意味に解すべきではないか、と考えられるが、そうした私見の当否とはかわりなく)、それによって、少なくともbewisenの語がdemonstrareの意味で用いられることがある、ということは明らかだからである。しかし、レーン法10・3=AV 1・30のbewisen=demonstrareは、wardunge(=待機権)(のみ)を授封されていた(したがって、所領をまだ占有していない)家臣にかかわるのに対して、このレーン法40・1と2=AV 1・98・bと99の二人の家臣は、いずれも問題の所領を自分が「占有」している、と主張している。そこで想起されるのが、(bewisen=demonstrareではなく、benumen=denominareの語を用いてはいるが)、(新しい)主君に授封(更新)を求める際に家臣が(授封されるべき)所領を(具体的に)申告する義務を説いた前出レーン法24・2=AV 1・52である。(因みに、前註・1に訳出したラント法3・21・2、註・6の対応箇所では、bewisenではなく(recht)wisenの語が用いられており、こちらの方は、ヒルシュは(richtig)zeigen(Hi., Ssp-Ldr., S. 240)、シュミット=ヴィーガントは(zu Recht)hingewiesen haben(Sch., S 175)と訳していることを付言しておきたい)。こうして、われわれは前出レーン法40・1=AV 1・98・b、註・12で述べたような見解に導かれることになるが、その点については、ひきつづき次註・7をも参照されたい。

- 7) この箇所、原文では「レーン法」のSwar se sek beide toseget, unde gelike oppe'n hilgen behaldenが、AV(1・100)のQuem autem uterque per iuramentum suum esse affirmatに対応している。「レーン法」については、beholdenの目的語が必ずしも定かでない、という憾みが残るものの、対応するAVの表現から、係争当事者が双方とも、(主君またはその使者から)命じられたように(前註・6を参照)、(実質的には)問題の所領は自分のものであることを(聖遺物にかけて)宣誓する、という趣旨である、と推定することができる。この場合、beholdenの語そのものはAVのaffirmare(=確言する、誓言する、保障する)の語に対応しており、この場合、(聖遺物にかけての)宣誓が(そのまま)問題の所領を自分が占有していることを証明する手続であることが判るだけでなく、そのことからさらに次のように推定することができるであろう。

前出レーン法40・1=AV 1・98・b、註・2で述べておいたように、ここで扱われている事案=係争は、(たとえば、主君が^{レーン}対相続人なしに死亡して)家臣に授封されていた所領が上級主君の手に戻り、家臣が上級主君に対して所領の授封(更新)を求め、授封されるべき所領を(具体的に)申告した際に、(たまたま)二人の家臣(仲間)が(同じ村に所在する)同じ所領を申告したことが契機になって始まる。

この場合、上級主君(以下、単に「主君」と言う)は(一般には)そのレーン法廷に二人の家臣の「占有権」(=前の主君による授封)を証明するのに必要な彼等の家臣仲間を必数な数だけ(=少なくとも7人以上)もち合わせないので、自ら現地に赴きまたはそこへ使者を遣わして現地の村民たちに二人のうちいずれがその所領を現に「占有」しているかについて証言を求める。前条(レーン法40・1=AV1・98・b)は、村民(多数)の証言によっていずれの家臣がその所領の「占有」しているかが明らかになった場合のことであるが、このレーン法40・2=AV1・99、1・100が扱っているのは、いずれの家臣がその所領を「占有」しているのかが村民たちの証言によっても明らかにならなかった場合のことである。(因みに、上述したヒルシュ訳およびショット訳は、主君が係争当事者に自分の証明の達成度を判断させることがありうる、という——およそありえないはずの——想定に立っているだけでなく、仮にそうした想定を容認しても、双方の当事者がこの場合「証明する」ことができるのは、「相手方は問題の所領が自分(の占有)に属することをこれまでの手続では証明できていない」ということだけである、ということから言っても、とうてい支持することができないであろう)。(私見によれば)この場合、主君またはその使者は、こんどは二人の家臣仲間に、(単に自分に授封されるべき=自分がそれまで「占有」している)所領を単に(主君に対して)「申告」するだけでなく、自分がそれを間違いなく「占有」している旨を(聖遺物にかけて)「宣誓」(することによって改めて「証明」)させる。双方とも自らの主張を変えずにそのことを「宣誓」すれば、主君またはその使者は(もはやそれ以上問題の所領をいずれの家臣が「占有」しているかを明らかにする手段をもたないので)、問題の所領を二人に均等に分けるか、あるいは、水審判によって判定する。——以上がこのレーン法40・2=AV1・99、1・100で述べられていることなのであり、こ(れら)の条項によっても、所領の帰属をめぐる紛争に際して、「占有権」の有無ではなく、「占有」の有無が争われまたそれが決め手になりうるのは、「占有権」を証明する手段が他にありえないような)きわめて特殊なまた限られた状況においてである、ということが判るであろう。(なお、ザクセンシュピーゲルに関する限り、所領の帰属をめぐる係争において、当事者が自分の「占有」を(聖遺物にかけての)「宣誓」によって証明できるのも、このレーン法40・2=AV1・99、1・100、および、(前註・1に訳出した)ラント法3・21・2のケースに限られている)。

- 8) この箇所、原文では(代名詞)seが用いられているが、上掲・邦訳はそれが前註・2の箇所の swelke were を承けていると解したものである。(因みに、swelke were および(この)seの直後——註・3と10の箇所——には、いずれも besceden の語が姿を見せることに注意されたい)。
- 9) この箇所、AVでは *aquaticum Dei iudicium* と言われているのに対して、「レーン法」では単に *water ordel* と言われていて *Dei* に対応する (*Goddes* の) 語が見られないうが、「レーン法」では「水審判」が「神(の審判)」(の1種)と考えられていたことは、次のレーン法40・3(で *Goddes ordel* について述べられていること)によって

明らかである。なお、『邦訳』、ラント法3・21・2、註・2(252頁)では、ヒルシュに抛りながら、これを「水中に漬けられて、沈んだ者が敗れるという方法である」と解説しているが、(これはおそらく間違いで)、Art. Gottesurteil, HDR. I, Sp. 1769-1773に拠れば、(自分の主張を)立証しようとする者は(手足を)縛られ、ただし(命)綱につながれて水中に突き落とされる、彼が潔白であれば(あるいは、彼に責任=罪過がなければ)彼は沈む、そうで(=沈ま)なければ、汚れない水が(有罪ないし有責の)彼を受け取ら(あるいは、受けつけ)なかったことになる、というものである。

- 10) この箇所、「レーン法」の *besceden* の語が前註・3の箇所のそれと同義に用いられていることは言うまでもないとして、AVの対応箇所は、「これに関する真実 (*veritas*) が発見される」となっており、*veritas* の語が「神判」に関連して用いられていることに注意されたい。(中世法における *Wahrheit*=*veritas* の問題については、K. KROESCHELL, *Wahrheit und Recht im frühen Mittelalter, jetzt in: Studien zum frühen und mittelalterlichen deutschen Recht*, 1995, S. 399ff., bes. 416を参照されたい)。
- 11) 前註・5を参照。

40・3¹⁾ a) 神(の審)判 (*Goddess ordel*)²⁾ を人は、しかしながら、いかなる事案 (*sake*) のためにも行ってはならない、それについて人が真実 (*warheit*)³⁾ を(他の)いかなる知見によっても (*mit nener wetenscap*)⁴⁾ 知ることができないのでなければ。^{5) a)}

AV 1・100(後段)¹⁾ a) しかしながら、神(の審)判 (*Dei iudicium*)²⁾ をなんらかの事案のために適用することは許されない、その真実 (*veritas*)³⁾ が法(の定める手続)によって (*per iustitiam*)⁴⁾ 発見されえないのでなければ。^{5) a)}
b) これ(=そうした事案)は神(の審)判²⁾ によって決定されることになる (*terminabitur*)。^{b) 6)}

- 1) この条項の対応関係については、前出レーン法40・2=AV1・99、1・100(前段)、註・1を参照されたい。なお、「ラント法」では、(前出レーン法40・1=AV1・98・b、註・1に訳出した)3・21・1と(前出レーン法40・2=AV1・99、1・100(前段)、註・1に訳出した)3・21・2の後には、このレーン法40・3=AV1・100(後段)に対応する条項がない。
- 2) *Goddess ordel*=*Dei iudicium* の語については、前出レーン法40・2=AV1・100(前段)、註・9で述べたことを参照されたい。

- 3) *warheit=veritas* の語については、同上の註・10を参照されたい。
- 4) この箇所、AVの *per iustitiam* の語には「レーン法」の *mit nener wetenscap* が対応し(ないし、前者が後者に「改訂」され)ている。AVでは、*Dei iudicium* が *iustitia* (=法の定める手続、ないし、(世俗の)裁判——前出レーン法40・2=AV 1・99、1・100(前段)、註・5と11を参照)に含まれない、と解される余地が残っているのに対して、「レーン法」ではそうした紛れが取り除かれていることに注意されたい。
- 5) この一文、「レーン法」では *went* (=denn, weil——Text下欄の異本では *wen*) の語で始まっているため、前の文とのつながりが今ひとつはつきりしないが、Ho. II 1 S. 217では(*went*でなく) *denne* の語で始まっている。
- 6) b-bの箇所は「レーン法」では「削除」されているが、それがなくてもこの条項の意味が変らないことは改めて指摘するまでもあるまい。なお、*terminare* の語については、前出レーン法40・1=AV 1・98・b、註・9で述べたことを参照されたい。

247

41¹⁾ a) 主君と(その)家臣が(同じ)一つの所領について、彼等(=自分)にゲヴェーレ(=占有)(*ene gewere*)²⁾を(ないし、同じ所領について自分がそれを占有していると)主張し、そしてそれらの者がく双方ともく(そのことを)証人により立証することを申し出る³⁾ならば、家臣の(証人による)立証が優先すべきである、a) b) けだし、たとえ彼(=家臣)がそれ(=その所領)を彼(=主君)からレーンとして受領し(占有し)ていても、彼(=家臣)は(そうした主張によって)主君に(対し)その所領(が主君から授封されたレーンであることを)否認し(*untsegget*)(ないし、否認することになら)ないからである。b)・4)・5)

AV 1・101¹⁾ a) また、もし主君と家臣があるレーンについて占有を(*possessionem*)²⁾自分に(=あるレーンを自分が占有していると)主張するならば、占有²⁾の(証人による)立証については³⁾家臣が優先すべきである。a) AV 1・102(承前)¹⁾ b) というのは、(家臣が、そのレーンは)自分に彼(=主君)から授封された(ものである)と主張する場合(ないし、主張するのであれば)、(家臣は)主君に(対し)(その所領)彼の(=主君から授封された)レーンであることを否認し(*negat*)(ないし、否認することになら)ないからである。b)・4)・5)

- 1) この(これら)の条項を読み解くに当たり、前出レーン法40・1=AV1・98・b(註・5の箇所)では、「それ(=その所領)を彼等(=所領の占有をめぐって争う二人の家臣仲間)のうちいずれかの者が他の者から受領し(ないし、授封され)ている」ケースが除外されていたことを想起しなければならない。このレーン法41=AV1・101はまさにそこで除外されたケースを扱っているからである。
- 2) この箇所の *gewere=possessio* の語は、前出レーン法40・1(～40・3)=AV1・98・b(～1・100)とのつながりから(前註・1を参照)、「占有権」ではなく、「占有」(の事実)を指すと解される。仮に主君と家臣の間である所領の「占有権」について争われているのだとすれば、主君が事実その所領を家臣に「授封」したか否かが決め手になり、家臣はその所領を主君から「授封」されたことを立証すれば勝訴するはずであって、このb-bの箇所のように、「彼(=家臣)は(そうした主張によって)主君に(対し)その所領(が主君から授封されたレーンであることを)否認し(ないし、否認することになら)ない」ということを殊更に強調する理由も必要もない、ということをも併せて考える必要があるだろう。ひきつづき次註・3(以下の後註)をも参照されたい。
- 3) この箇所、主君と家臣が双方とも(証人による)立証を申し出るのはどの(レーン)法廷においてか、ということが問題になるが、前出レーン法40・1(以下)=AV1・98・b(以下)とのつながりからは(前註・1を参照)、上級主君のレーン法廷においてであると解される。しかもこの場合、(前出レーン法40・1=AV1・98・bでは明記されていたように)両者は主従関係にあるのだから、仮に両者が問題の所領の「占有権」をめぐって争うのであれば、主君は家臣を自らのレーン法廷に召喚し(その所領を「授封」されていないのに——不法に——「占有」しているというかど)「問責」することになるはずであり、現にAVではすぐ後に位置する(「レーン法」では、「改訂」された上で前出レーン法13・1として「繰り上げ」られることになった)1・103は、ほかならぬそうしたケースを扱っている。したがって、このレーン法41=AV1・101、1・102では、(下級)主君とその家臣が上級主君のレーン法廷で(おそらくともに上級主君の家臣=家臣仲間として)問題の所領を「占有」しているのは自分であるとして争うケースが扱われている、と考えられる。さらに、前出レーン法40・1=AV1・98・b、註・12で述べたことを併せて考えると、こうした争いの契機は次のように考えられるであろう。すなわち、たとえばある上級主君が息=封相続人を遺して死亡し、上級主君から所領を授封されていた下級主君が(彼の年期限内に)新しい主君(=上級主君の息)に所領の授封更新を求めて(授封更新を受けるべき)所領を自分が現に「占有」しているとして具体的に申告する。しかし、その中には下級主君が(上級主君の家臣でもある)彼の家臣に授封しその家臣が現に「占有」している所領も含まれている。そこでその場に居合わせた(おそらく、上級主君の家臣でもある)彼の家臣が、その所領を「占有」しているのは(下級主君ではなく)自分である、と異議を唱え、双方とも自分の「占有」を(証人によ

て立証することを申し出る。こ(れら)の条項は、こうした場合には、家臣がその所領を(下級)主君から授封されたことを争わない限り、家臣による立証が優先すべきである、換言すれば、家臣が原則として(=立証に成功すれば)その「占有」を認められるべきである、としているのである。ひきつづき、次註・4を参照されたい。

- 4) b-bの件が、a-aの件で家臣による「占有」の立証を優先させる(前註・3を参照)理由を説明しようとするものであることは、改めて指摘するまでもあるまいが、この件、AV(=1・102)では「(そのレーンが)自分に彼(=主君)から授封された(ものである)」という家臣の主張に即した記述になっているのに対して、「レーン法」では、「たとえ彼(=家臣)がそれ(=その所領)を彼(=主君)からレーンとして受領し(占有し)ていても」と、家臣の主張が事実である場合をも含めた記述になっていることが注目される。(下級)主君が彼の(=上級主君から授封された)所領を彼の家臣に(又)授封し、家臣がその所領を「利用(ないし、用益)を伴うゲヴェーレの中に」(in sinen geweren mit der nut)もって(=現実に「占有」して)いても、それによって上級主君に対する(下級)主君の所領についての「占有権」(were=warandia、あるいは、lenes gewere)が損なわれることはない、ということ、前出レーン法7・3=AV1・26およびレーン法38・2に明記されている。つまり、(このレーン法41=AV1・101、1・102をも含めて)一般に、下級主君が上級主君に所領の授封更新を求める場合、下級主君はその所領を(必ずしも直接に「占有」しておらず、それを家臣に又授封している場合をも含めて)レーンとして「占有」(・支配)していれば(上級主君から授封されたレーンを手放したことはならず)、授封更新を求めるための要件(=所領をレーンとして「占有」(・支配)していること)を充たしている、と考えられる。したがって、(家臣が問題の所領を(下級)主君から授封されたことを明示的に否認しない限り)、仮に(下級主君自身ではなく)家臣がその所領を直接に「占有」していることを立証すれば、それによって下級主君が(それを直接に「占有」しているという彼の主張は破られるものの、かえって)その所領をレーンとして「占有」(・支配)していることが証明される、ということになるはずである。ひきつづき次註・5を参照されたい。

- 5) ホーマイヤーはb-bの件に次のような註解を加えている。「家臣がその所領の占有を主張する(ないし、主張してもその)ことによって、彼はまだ主君に対して所領についての(自分が彼の家臣としてもつ)権利を否認していない(=否認することにならない)。というのは、もし彼(=家臣)が直ちにその所領を彼の相手方(=主君)からレーンとして受領するとすれば(sollte)、家臣の(=家臣による所領の)占有は封主の(もつ)諸権利と一致(ないし、両立)しうる(vereinber)からである」(Ho., II 1. S. 218~219)。ヒルシュは、この見解の参照を求めた上で、「というのは、家臣の自分が占有者であるという主張は、主君の権利と一致(ないし、両立)しうるからである」と註記し、この件を、「というのは、彼(=家臣)がそれ(=所領)

を彼(=主君)からレーンとして受領するならば、彼(=家臣)はそうする(=その所領の占有を主張する)ことによってそれにもかかわらず主君に対してその所領を解約(kündigt auf)していない(ないし、解約することにならない)からである」、と訳し(Hi., S. 143 mit Anm. 1)、ショットもこれに追隨している(Sch., S. 290)。これらの訳ないし理解に共通しているのは、主君と家臣の間の所領の「占有」をめぐる係争に決着がついた(=その係争が家臣の有利に解決された)後に家臣が主君から問題の所領の授封を受ける、と想定されていることである。しかし、こうした理解には、(ここで扱われているのは前註・4で述べたケースである、ということ的前提する限り)、致命的な難点があると言わざるをえない。すなわち、まず問題の所領が主君のもの(ないし、レーン)であるということが立証(ないし、確認)され(主君に上級主君からそれが授封される)のでなければ、家臣がそれを主君からレーンとして受領する必要はないし、また、主君はそれをそもそも家臣に授封することもできないはずだ、という問題がそれである。(この点については、たとえば前出レーン法25・3(前段)=AV1・60、レーン法25・4=AV1・62、1・63を参照。そこでは、主君が息=封相続人を遣して死亡した場合、家臣は新しい主君の年以内に上級主君に授封更新を求めることはできず、また、新しい主君は、上級主君から所領の授封(更新)を受けた後でなければ、それを家臣に授封することができない旨、明記されているから、こうした場合には、家臣による所領の「占有」の立証が主君によるそれに優先する、ということはありません。上掲・邦訳では、こ(れら)の条項で扱われているケースを、前註・2～4で述べたように、前註レーン法40・1=AV1・98・bのケースの延長線上にあることを重視したものであるが、それによってこうした難点は次のように解決されることになる。すなわち、(下級)主君が(新しい)上級主君に所領の授封(更新)を求めて(授封されるべき)所領を具体的に申告した際、そこに居合わせた(おそらく上級主君の家臣でもある)彼の家臣が、その所領を「占有」しているのは自分であるとして異議を唱え、(下級)主君と家臣がいずれも証人によって自らの「占有」を立証することを申し出る。こうした場合、このレーン法41=AV1・101、1・102によると、家臣による立証が優先し、(家臣がその立証に成功すれば)家臣による所領の「占有」が認められることになるが、それによって(下級)主君は(前註・4の末尾で述べたように)その所領についての *lenes gewere* (=レーンとしてそれを占有・支配する権利)を失うわけではないから、所領は(新しい)上級主君から(下級)主君に対して授封(更新)されることになる。こうした理解を前提にすれば、(少なくともここで例示したケースに関する限り)、家臣は(下級)主君(が授封されたのち、彼)から改めてその所領の授封を受ける必要はなく、ひきつづきそれを(彼から授封されたレーンとして)「占有」できるはずである。(なお、前出レーン法25・3=AV1・60、1・61、25・4=AV1・62、1・63は、主君が息=封^{レーン}相続人なしに死亡した場合に家臣が授封(更新)を求めるべき「年期」の問題を扱っているが、このレーン法41=AV1・101、1・102に引き移して言えば、それは——主君と家

臣ではなく——上級主君と下級主君にかかわることに注意されたい)。

AV 1・103 (再掲)¹⁶⁾ (家臣に) 封与されたレーン (concessum beneficium) (ないし、あるレーンが家臣に封与されたものであること) を主君が否認しようとし、¹⁷⁾ そ(れに対)して家臣がこれ(=このレーン)についての占有(権) (warandia) を、¹⁸⁾ すなわち、(彼がそのレーンを) それを受領すべき期限以後 (post suscipiendi illud terminum) 7週と1年の間占有していた (possederit) ことを、(証人により) 立証した場合は、¹⁹⁾ 家臣は単独で、主君が(その封与を) 否認(しようと)するレーンを、宣誓をもって取得(または、保持)することができる (obteneat)。しかしながら、(その間、主君の) (法廷における) 正式な異議(申立) (iusta contradictio) (があった場合は、もしそれ(=正式な異議)が証明されたならば、(家臣の) (証人による) 立証²⁰⁾ を却けたことになる。²¹⁾

- 16) この条項は、すでに前出レーン法13・1の後に訳出しておいたが、同条への註・1でも指摘したように、レーン法13・1は、AVでは前出1・101、1・102 (=レーン法41) のすぐ後に続いていたこの1・103が、かなり重要な「改訂」を加えられた上で (AV 1・37に対応するレーン法12・1、および、AVに対応条項のない12・2の後まで) 「繰り上げ」られた(と目される)ものである。AVにおける叙述の流れ、および、その中でこの条項がもつ(ないし、もちうる)意味を明らかにするために、ここに再掲することにするが、その際(技術的なそれを含めて)註・2、3、5の3箇所て邦訳を改めた。なお、この条項とレーン法13・1の対応関係については繰り返さないで、それについては前出レーン法13・1=AV 1・103の訳註を参照されたい。
- 17) この箇所、(レーン法13・1の後の) 前出・邦訳では、「主君が否認しようとした場合」とあったのを、後出(註・4の箇所)の「場合は」との重複を避けるため、「否認しようとし」に改めたもので、まったくの技術的な補正にすぎないが、この条項は(前条=AV 1・102で、家臣が主君に対し主君による授封を否認しない場合のことが扱われている、ということとの関連で)、(こんどは) 主君が家臣に対して授封(の事実)を否認するケースを扱っている、ということに注意しておきたい。
- 18) この箇所、同じく(レーン法13・1の後の) 前出・邦訳では「これ(=このレーン)について(次のような)占有(warandia)、すなわち、……」とあったものを、「これ(=このレーン)について占有(権)(warandia)を、すなわち、……」、と改めた。その理由は、大要、以下の通りである。前出レーン法13・1=AV 1・103、註・4では、AVのwarandiaの語が「レーン法」のde rechten wereに対応しているにもか

かわらず、たとえば *iusta* などの(評価を示す)形容詞を欠くことに着目し、それがすぐ後の「(家臣がそのレーンを)それを受領すべき期限以後7週と1年の間占有していた」という「占有」(の事実)を指していることを強調している。前出・邦訳はそうした理解にもとづいたものだが、AVの叙述の流れの中で1・103を読むと、先行する1・98・b、1・99、1・101、1・102ではすべて *possessio* の語が「占有」(の事実)を指しており、この1・103でも、「(事実)占有している」ということを言うのに *possidere* の語が用いられているのに、この箇所だけは、行中であるにも(つまり、韻を踏むために *possessio* の語を避ける必要がないにも)かかわらず、*warandia* の語が用いられていることをもっと重視しなければならないであろう(*warandia* の用語法、特にそれが行中で用いられる場合については、前出レーン法30・1=AV1・80、註・8、および、レーン法37・3=AV1・93、註・2を参照されたい)。さらに、このAV1・103の場合は、主君は問題の所領(が家臣に授封したレーンであること)を否認しているのだから、家臣が主君に対抗して立証しなければならないのは、所領の「占有」(の事実)ではなくて、そのための法的根拠(=権原)、つまり主君による「授封」である、と考えなくてはならない。(この点については、前出レーン法13・1のほか、前出レーン法40・1=AV1・96・b、特にその註・12を参照されたい)。上掲・邦訳、この箇所の「改訂」ないし「補正」は特にその点を明らかにしようとしたものである。(なお、以上のような理解を前提にすれば、AV1・103には *rechte were* に相当する語は用いられていないものの、——家臣が(新しい)主君から(改めて)所領を受領すべき場合に関する限り——すでにそれに相当する考え方、少なくともその萌芽が見られるということが、前出レーン13・1の後に掲げた邦訳よりも理解しやすくなるであろう。ただし、この点については後註・21をも参照されたい)。

- 19) この箇所、「それを受領すべき期限以後」および「7週と1年の間」については、それぞれ前出レーン法13・1=AV1・103、註・2と3で指摘したような問題があるが、AVにおける記述の流れとの関連で、もう一つ次のことを追加しておきたい。すなわち、「(家臣が)それを受領すべき期限以後」という表現に引かれて、この件がすぐ前のレーン法40=AV1・101と102の「家臣」にかかわり、したがって、前条の「家臣」は(上級主君のレーン法廷で)所領の「占有」を確認されたのち(改めて)「主君」からその所領の授封を受けることになるはずだ、と理解(ないし、誤解)してはならない、ということがそれである。この点については、前出レーン法41=AV1・101、1・102、註・5で述べたことを参照されたい。因みに(ここでも述べた)私見のように理解すると、「レーン法」では——前出40・1から始まる家臣による(上級)主君への授封更新の希求というテーマは継承しながら——主君がそれを拒絶する場合へとテーマが転換するのは次のレーン法42・1(=AV1・104)から始まるのに対して、AVではその転換がすでに(「レーン法」では大幅に前方へ移された)この1・103から始まっている、ということになる。(因みに、こうした叙述の流れの差を併せて考えると、前出レーン法13・1=AV1・103、

註・2で指摘した「レーン法」とAVの差をいっそう明確に認識することができるであろう。特にAV1・103の「それを受領すべき期限以後7週と1年の間占有していた」という表現は、この点を考えると、ますます文字通りに、家臣が所領を受領すべき期限だけでなく、(それを懈怠して)所領を引き戻すべき期限まで懈怠したのに、主君がその間それを問責する手続きを怠り、その後になってから授封を否認するケースを念頭に置いたものと理解すべきである、ということになるかも知れない。

- 20) この箇所、前出(レーン法13・1の後の)邦訳では、「(家臣のための)証言」としていたものを、前出AV1・98・bからのつながりを重視して、「(家臣の)(証人による)立証」と改めた。
- 21) この条項で扱われているケースにおいては、家臣が(所領の授封を否認しようとする)主君に対抗して立証しなければならないのは、前註・19で述べたように、主君による「授封」=その所領をレーンとして占有(・支配)するための「権原」、つまり、「レーン法」の用語を用いれば—— *gemene (od. blote) gewere* ではなく —— *lenes gewere* である。しかし、前出レーン法38・3 = AV1・97、1・98・bへの訳註において詳論しておいたように、—— *gemene (od. blote) gewere* と明確に区別された —— *lenes gewere* に対応する語はAVには(まだ)見当たらず、しかも、AV1・97、1・98・bで(所領の所在する)村や隣村の住民による *possessio* の立証が明示的に述べられ、さらにその立証をめぐる問題が1・99から1・102まで継続して扱われているので、このAV1・103における立証の対象が、*possessio* (この場合、*gemene od. blote gewere*) から *warandia* (この場合、*lenes gewere*) に転換していることを読み取るのは決して容易ではない。この点にも、「レーン法」でAV1・103が大幅に改訂された上「繰り上げ」られた理由の一つを見ることができるのではあるまいか。なお、この条項については、さらに次のレーン法42・1 = AV1・104～1・107・a、註・10をも参照されたい。

248

42・1¹⁾ a) 主君が家臣を、彼(=家臣)は彼の(=彼に授封されていた)所領を(=その授封を)希求すべき、または、(それを)引き戻す(=再授封を求める)べき(*an sinende oder an ut tende*)²⁾ 年期を懈怠したと(して)問責する場合、家臣はそれについて彼の潔白の(ないし、否認)宣誓を行う(*sine unscnit den*) (=潔白の宣誓を行ってそれを否認する)ことができる、a)³⁾ くさもなければ、⁴⁾ b) 主君がその場合、彼(=その家臣)から(所領を希求ないし引き戻すべき)年期の(経過)後に彼(=主君)の家臣たちの前で(=主君のレーン法廷で)⁵⁾ その所領についてのすべての権利(ないし、請求権)(*al ansprake*)⁶⁾ が判決をもって剥奪された

(verdelet si)⁷⁾ ことを証人により立証しえない限り。^{b)・8)} c) 主君はその家臣に対して彼の家臣6人とともに(自分とも7人の証人をもって)⁹⁾ 彼の所領(についてのすべての権利)が剥奪されたことを立証することができる。^{c)・10)}

AV 1・104¹⁾ a) もし主君が、家臣はレーンを受領すべき期限 (terminum suscipiendi beneficium)²⁾ を懈怠した、と主張するならば(ないし、主張したのであれば)、⁹⁾ 家臣は(そのこを) 宣誓をもって否認することができるであろう。^{a)・3)} AV 1・105¹⁾ d) しかしながら、もし主君が(ある家臣の) 死亡(した) 日をできるだけ早く彼(=主君)の家臣7人に通告し(ておい)たならば、そして、^{b)}もし主君が、^{b)}(死亡した家臣の) 息たちの(レーンを受領すべき) 期限終了の際に、これらの者(=家臣たち)を呼び集め(ないし、召集し)て、^{d)}
b) これらの者(=死亡した家臣の息たち)は彼等の期限を懈怠したことを(それらの家臣たちを証人として)立証しうるならば、(その)レーンについて(息たち)の(もつ)すべての権利 (omne ius)⁶⁾ は正当に (merito) 判決をもって剥奪されることになる (abiudicabifur)。^{b)・7)} AV 1・106・a¹⁾ b) この第7の(証人の)証言は(ないし、第7の証人の証言がなされれば)、その後、主君がその(=次の)ように望む場合、(死亡した家臣の) 息たちの宣誓を許さない(ないし、息たちが潔白の宣誓をすることは許されない)。^{b)} AV 1・106・b¹⁾ d) もし彼(=家臣)が彼の期限内にそれ(=所領)を(受領しなかったことを) 宣誓をもって釈明せずに、(主君が) 家臣から所領をレーン法廷において (iure beneficii)⁴⁾ 判決をもって剥奪した (abiudicaverit)⁷⁾ 場合にも、主君は同じようになすべきである。^{d)・8)} AV 1・107・a¹⁾ c) (すなわち)、主君は、(彼が) 家臣から(その)レーンを取り上げる (privet) ために、彼の家臣6人の証言⁹⁾ を求めることになる。^{c)・10)}

- 1) これらの条項は、家臣が主君から所領の授封を希求すべき年期を懈怠したとして、主君から問責する場合のことを扱っているが、それに関連してあらかじめ二つのことを指摘しておきたい。① 私見によれば、家臣が(上級)主君に所領の授封(更新)を求め授封を受けるべき所領を具体的に申告した際に、その所領の「占有」の事実をめぐって他の家臣(仲間)ないし自分の家臣と争うケースは、前出レーン法40・1～41=AV 1・98・b～1・102で論じられているが、AVではそのあとの1・103で、主君が所領(の授封)を否認するケースがすでに扱われているのに対して、「レーン法」では主君が家臣に対し授封(更新)を拒絶するケースが

— AV 1・103 (=レーン法13・1)の「繰り上げ」により — いきなりこのレーン法42・1から始まっている。②レーン法42・1には、AV 1・104～1・107・aの全体が対応していると考えられるが、「レーン法」における「改訂」は、多くの場合、「補足」ないし「増補」の形をとるのに対して、d-dの符号で示した1・105の前半、および、1・106・bは削除されており、「レーン法」(42・1)の記述がはるかに簡潔になっている。なお、それに伴い、「レーン法」(42・1)の論旨がAVと異なったものになりうることについては、後註・8を参照されたい。

- 2) この箇所、AV (1・104)では単に「レーンを受領すべき期限」と言われていることが、「レーン法」(42・1)では「所領を希求すべき、または、引き戻すべき年」と言われており、「レーン法」において扱われている事案の範囲が、AVにおけるそれよりも拡大されている可能性のあること、および、AVではこれ(=terminum suscipiendi beneficium)と(実質的に)同じ表現(= (post) suscipiendi illud (= beneficium) terminum)が、すでに前出AV 1・103で用いられていることに注意されたい。この点については、前出AV 1・103(再掲)、註・19、および、後註・8と10を参照されたい。
- 3) ここまでの前段では、所領を希求または引き戻すべき年を懈怠したとして主君から問責された家臣は、(原則として)彼(単独)の潔白の(=否認)宣誓をもってそれを免れることができる、とされている。この点については、後註・8をも参照されたい。
- 4) この「さもなければ」(oder)の語は、第3次テキストにおいて補足されたものであるが、以下「レーン法」のb-bの箇所に対応するAV 1・105、1・106・aとbを参照することによって、この「補足」は原著者(アイケ)の考えを反映しておらず、かえって誤解を招きかねないことが判るはずである。読者はそれを無視して読み進めたい。
- 5) この箇所、AV (1・106・b)の*iure beneficiali*の語は、それ自体としては、「レーン法により」ないし「レーン法上」と読めないこともないが、「レーン法」の対応箇所が*vor sinen mannen*となっていることをも参照して、「レーン法廷において」と解したものである。
- 6) この箇所では、前出レーン法29・5 (=AV 1・78)、註・3で指摘したのとは異なり、「レーン法」の*ansprake*の語はAVの*ius*に対応している。(因みに、前出レーン法2・4の*of twene en gut an spreket gelike*は、AV 1・6の*si duo dicunt sibi ius unum*に対応している。*ansprake*、*anspreken*の用語法についてはさらに検討する)。
- 7) *verdelen*=*abiudicare*の語については、(前出レーン法8・1、註・1でも挙げた)石川「補論」、540頁、註・70、および、前出レーン法38・4 =AV 1・94、註・4と8、および、次註・8を参照されたい。
- 8) 「レーン法」のb-bの件は(全体として)AV 1・105～1・106・aとbに対応する、と考えられるが、前註・1でも指摘しておいたように、その際(かなりの分量

に及ぶ d-d の箇所 (=AV 1・105 の前半と 1・106・b) が削除されている。特に注目されるのは、それによって、主君が家臣による潔白の宣誓を却け(う)るための要件が、(AV 1・105 の前半、d-d の件の) 家臣が死亡した場合に死亡日を速やかに他の家臣 7 人に通告し、息たちが授封を希求すべき年期を懈怠した場合にその家臣たちを証人としてそれを立証する、という手続との結びつきから解放され、「年期(の経過)後、家臣からその所領についてのすべての権利をレーン法廷の判決をもって剥奪する」ことにしほられていることである。それによって、レーン法 42・1 で扱われているケースも、家臣が死亡した際のその息(たち)による年期の懈怠に限らず、主君の死亡、家臣による所領の返還、家臣からの判決による所領の剥奪などの事由によって所領が主君にとって ledich になった(=主君の手に戻った)場合・一般に拡大される道が拓かれているからである。前註・2 で指摘した、AV(1・104)の「レーンを受領すべき期限」から「レーン法」の「所領を希求すべき、または引き戻すべき年期」への「改訂」も、こうした文脈に置いて読み直すと、以上のような私見を裏づけるものであることが判るのである。

ところで、この「レーン法」(=42・1)については、こうした後段が、(前註・3 までの) 前段で述べられている(家臣は主君から年期の懈怠のかどで「問責」された場合、「潔白の(=否認)宣誓」を行うことができる、という)ことと、家臣に対する「問責」(ないし、レーン法上の「裁判」)の具体的な手続の中で(特に、時系列から見て)どのような関係にあるのか、という問題を考える必要がある。主君が家臣を(所領を希求ないし引き戻すべき)年期を懈怠したとして彼を問責すべく召喚した時点では、(主君ないしそのレーン法廷が家臣から所領についてのすべての権利をまだ剥奪していないことは明らかであるから)、家臣は、前段の規定によって、「潔白の(=否認)宣誓」を行ってその問責を免れることができる。しかもこのことは、前出レーン法 19・2 で述べられていた(家臣は(ラント)法廷で生じた事由によるものを除き、あらゆる問責から(単独の)否認宣誓をもって逃れることができる、という)原則に合致する。それならば、主君(ないし、そのレーン法廷)が家臣からその所領についての「すべての権利」を判決をもって剥奪するのは、いつ、また、どのような状況においてか。ここで想起しなければならないのは、verdelen の語が—— ab(ge)-winnen の語とは異なり——「刑事訴訟」においてのみならず「民事訴訟」や主君による「問責」においても法廷に出頭しなかった被告に対する制裁として所領(についての権利)が剥奪される場合にも用いられることがある、ということである(前註・7 に挙げた箇所を参照)。要するに、私見によれば、このレーン法 42・1 の後段で述べられていることは、年期を懈怠したとして主君のレーン法廷に召喚されたにもかかわらず出頭せずに、それに対する制裁として所領についての「すべての権利」を判決をもって剥奪された場合を想定したものであり、レーン法 42・1 によれば、そのことを主君が立証できる場合には、もはや「潔白の(=否認)宣誓」を行って「問責」を免れるわけにはいかない、というのである。なお、以上

のような私見を前提すると、「レーン法」で AV 1・106・b が削除されていることも、それが「年期(の経過)後、家臣からその所領についてのすべての権利をレーン法廷の判決をもって剥奪する」ケースの中に当然含まれるからであろう、ということも容易に推定することができる。この点については、次註・9、および、後註・10をも参照されたい。また、「レーン法」では、家臣が主君から、(年期を懈怠したとして問責されるだけでなく)判決をもって所領について「すべての権利」が(すでに)剥奪された、と主張される場合のこと(=家臣の対抗手段)は、すぐ後のレーン法42・2で補足されている。

- 9) この箇所、AV(1・107・a)では、「取り上げる」(privet)の語と前出(AV1・105、註・6~7の箇所)「すべての権利は……判決をもって剥奪される」との関連いかん、あるいは、ここでは「彼の家臣6人の証言」が必要とされているのに、前出(AV1・105、d-d)の箇所ではなぜ「家臣7人」に(家臣の死亡日に)通告したりその「家臣7人」を(年期懈怠の)証人として召集しなければならないのか、という疑問が生じかねないであろうが、「レーン法」では前註・8で述べた「削除」の結果、そうした疑問が生ずる余地は取り除かれている。
- 10) 前註・2で指摘したように、AVでは1・104の *terminum suscipiendi beneficium* と(実質的に)同じ表現 = (post) *suscipiendi illud terminum* の語がすぐ前の1・103でも用いられている。(AV1・103に対応する)レーン法13・1ではこれに当たる語が削除されており、その結果 *rechte Gewere* の権利は、家臣の(彼が主君に対して、すでに亡父または本人に授封されていた所領について、改めてその授封を希求すべき)「年期」との結びつきから解放され、(まったく)新たに家臣になった者にも認められているということは、すでに同条への註・2でも指摘しておいた。このレーン法42・1=AV1・104~1・107・aを検討した結果にもとづき、この点について一つ補足しておきたいことがある。すなわち、AV1・105の前半(レーン法42・1では削除されたd-dの箇所)は、家臣が死亡した場合、その死亡日を7人の家臣に速やかに通告し、(死亡した家臣の)息たちが(所領を受領すべき)期限を懈怠した場合、主君は「(その)期限終了の際に」これらの家臣を召集してそれを立証するための証人とすべきことが定められている。したがって、AV1・103をこのことと関連させて読み直すと、AV1・103で扱われているケースも——前出レーン法13・1、註・2で推定したのとは異なり——死亡した家臣の息たちが所領を「相続」しその授封を主君に希求するための期限を懈怠した場合だけにかかわり、AV1・103の「(息たちが)それ(=所領)を受領すべき期限以後7週と1年の間占有していた」というのは、主君が家臣の死後「7週と1年の間」息たちによる期限の懈怠を立証して彼等がその所領についてもつすべての権利を判決をもって剥奪する手順をとるのを怠った場合のことではないか、と推定する余地が生まれてくる。しかし、仮にこれがAV1・103の正しい解釈であるとすれば、「(レーン法)の言う *rechte were* (の権利) の考え方が(萌芽的には)すでにAVに見られる

にしても、それはこうした（特殊な）場合に限って言われているにすぎない、ということになるだけでなく、「レーン法」あるいはザクセンシュピーゲルでは極力避けようとした——レーン法13・1、註・2を参照）息たちが期限内に（亡父の）所領を主君に希求しなくても、それを主君の正式な異議なしに一定期間「占有」していれば、それについて「占有権」を取得することになる、という「誤解」にもつながりかねないであろう。いずれにせよ、こうした誤解を封じようとするのが、「レーン法」におけるAV1・103の「改訂」および「繰り上げ」の最も重要な動機であった、と考えられる。この点については、前出AV1・103（再掲）、註・19、および、さらに次のレーン法42・2、特にそれへの註・6と8を参照されたい。

42・2¹⁾ 主君が、彼（＝自分）は彼の家臣から²⁾ 所領についてのすべての権利（al ansprake）（ないし、請求権³⁾）を判決をもって剥奪した（verdelt hebbe⁴⁾）と主張し、それ（に）対して家臣が、彼（＝自分）は彼の法定の年期限内に彼の所領（の授封）を希求した（hebbe gesunnen）、あるいは、彼の所領を引き戻した（ut getogen）、⁵⁾ と主張する場合、⁶⁾（彼が）彼（＝主君）の家臣たちの法（ないし、権利）に従い（na siner manne rechte⁷⁾）そのこと（＝年期限内に所領を希求ないし引き戻したこと）を（証人により）立証することを申し出、家臣がこれ（＝証人による立証）をなし遂げるならば、彼（＝家臣）は彼の（証人による）立証をもって主君の（証人による）立証を却ける（ないし、却けたことになる）。⁸⁾

1) この条項は、エックハルトによって、AV1・106（・b）に対応するとされているが⁸⁾（Text, Ssp-Lehnrecht, S. 62, Anm. 24；AV, S. 54f., Fn.を参照）、前出（レーン法42・1の後に訳出した）AV1・106（aとb）と比較すれば、後者では「すべての権利」（の剥奪）には言及されておらず、両者の間に対応関係がないことは明らかであり、当然、「レーン法」で（新たに）「補足」されたものと考えなくてはならないであろう。この点については、後註・6～8をも参照されたい。

2) この箇所、「テキスト」（S. 63）、および、Ho., II 1（S. 219）では sinen manne となっているが、「テキスト」（S. 63）下欄の異本では sinem manne となっている。後者の方がすぐ前のレーン法42・1の表現とも一致しているが、Ho. II 1ではその箇所に異本は挙げられていない。

3) この箇所の ansprake の語については、前出レーン法42・1（＝AV1・104～1・107・a）、註・5、および、後註・6を参照されたい。

4) この箇所の verdelt hebbe の語については、同上（＝レーン法42・1）、註・6、および、後註・6～8を参照されたい。

5) この件の hebbe gesunnen（oder）ut getogen の語については、同上（＝レーン法42・

- 1)、註・2と8、および、後註・6を参照されたい。
- 6) この条項(ここまで)の前段を、前条・レーン法42・1と比較すれば、このレーン法42・2で扱われているのは、前条(=42・1)で、所領を希求ないし引き戻すべき年期を懈怠したとして主君から問責された家臣が、さらにその所領についての「すべての権利」を判決をもって剥奪され、そのことを主君が証人によって立証すれば、もはや(単独の)潔白の(=否認)宣誓をもって主君の主張を却け(所領をひきつづき主君から授封されたレーンとして保持す)ることをえない、とされているケースであることは、容易に確かめることができよう(前註・1を参照)。
- 7) この箇所の *na siner manne rechte* の語が、前出レーン法15・3、註・6の箇所の *mit siner manne rechte* と同義に用いられていることは、まず間違いないと思われる。そこでは後者に「具体的には、彼(=上級主君)の家臣たちの宣誓をもって」という訳註を加え(これをヒルシュは *durch seiner mannen eid* (Hi., S. 118)、ショットは *duch Zeugnis und Eid seiner Mannen* (S. 260)と訳し、このレーン法42・2の *na siner manne rechte* の方も、ヒルシュは (*durch zeugen zu beweisen*) *durch seiner mannen eid* (Hi., S. 143)、ショットは (*zum Zeugenbeweis*) *durch Eid seiner Mannen* (Sch., S. 290)と訳しているが、これら(二つ)の表現が姿を見せるのはいずれもAVに対応条項のない(すなわち、おそらく「ラント法」(ドイツ語第1版)執筆後に「レーン法」に補足された、と目される)条項であることを考えると、レーン法15・3、註・6で述べた(ラント法上)「(各人生得の)法」とのつながり(ないし、それからの影響)をその点からも再確認することができる、とも思われる。しかし、このレーン法42・2の *na siner manne rechte* の語をも視野に入れると、次のような解釈の可能性をもっと重視しなければならないのではないか。

前出レーン法15・3は、家臣が上級主君に対して所領の授封更新を求めた際に、上級主君が(自らは授封せずに)新しい主君を指定したのに、新しい主君(として指定された者)が家臣に所領の授封を拒むケースを扱っており(同条への註・1を参照)、その場合、上級主君は(自らは授封せずに)新しい主君を指定したのだから家臣に対する義務を(すでに)果たしており、上級主君と家臣の間には(もはや)直接の主従関係ないしレーン関係は存在し(え)ないから、上級主君が家臣はこのケースを自分のレーン法廷に持ちこむことはできない、と考える可能性(ないし、おそれ)がある。このレーン法42・2のケースも、(家臣の所領についてすべての権利を剥奪した、という)主君の主張に従う限り、主君と家臣の間にはもはや主従関係(ないし、レーン関係)は存在していないから、家臣が主君のレーン法廷にそれを持ちこんで争うことを主君から拒まれる可能性(ないし、おそれ)なしとしないであろう。そこでこれらの両条項においては、こうした可能性(ないし、おそれ)を封ずるために、*na* (ないし、*mit*) *siner manne rechte* の語を加え、そうした場合にも家臣が(上級)主君のレーン法廷で、その家臣としての「権利」にもとづき自分の主張を立証することができる、ということを明らかにしようとしたのではな

いか。—— 以上のような解釈がそれである。(なお、(家臣による)「宣誓」は、通常、「証人による立証」と対置されており、後者について同時に前者が問題にされている、という解釈には、その点でも違和感がある。ショットが、前述したように、特に前出レーン法15・3で(durch) Zeugnis und (Eid seiner Mannen)を補ったのも、おそらくこうした違和感にもとづくものと推定されるが、以上のような解釈を採ればそうした違和感もなくなることを付言しておきたい。

- 8) この条項で扱われているケースを時系列で考えてみると、次のようになる。まず、家臣(の父)が死亡したり、あるいは、主君が死亡または家臣が所領を返還したりして、家臣(の息)が法定年期内に主君にその所領(の授封)を希求し、あるいは、それを引き戻さなければならない、という事情があった。主君の主張に従えば、家臣はその年期を懈怠し、そのかどで彼を問責すべく(レーン法廷に)召喚したが、家臣はそれに応ぜず出頭しなかったので、所領についてのすべての権利を判決をもって剥奪した(したがって、自分は問題の所領を家臣から取り戻すことができる、あるいは、取り戻したのだ)、という(ことになる)。これに対して、家臣は、自分は法定年期内に、所領(の授封)を希求し、あるいは、その引き戻しを求めた(のであり、だから主君による召喚に応ずるに及ばなかったのだ——この点については、たとえば、前出レーン法22・3=AV1・48、1・49を参照)、ということになる。この条項によれば、こうした係争においては、家臣による立証が優先し、家臣が立証に成功すれば、仮に主君がその主張を立証できたとしても、家臣が勝訴し、ひきつづき所領を保持)することになる、というわけである。したがって、この条項の場合、いずれにせよ家臣が、所領(の授封)の希求あるいは引き戻しの事由が発生してから少なくとも「法定年期」の間、所領を事実上「占有」していたことは明らかである。しかし、この場合、家臣は、前出レーン法13・1=AV1・103とは異なり、所領の(6週と1年に及ぶ)「占有」(の事実)ではなく、主君による(授封更新・再授封を含めた)「授封」の(少なくともそれを「希求」した)事実を証明しなければならない、ということが注目される。前出レーン法13・1=AV1・103とこのこうした差は、そこでは主君が(単に)その所領を授封したことを否認するにすぎないのに対し、このレーン法42・2では、主君が(さらに)所領について家臣のもつすべての権利を剥奪した、と主張している(ので、それに対抗するために必要である)ということによるもの、と考えられる。(したがって、AV1・103の「改訂」・「繰り上げ」とこのレーン法42・2の「補足」も、おそらく無関係ではありえないであろう)。